快適な市民生活を創るために

ー「市民活動の推進」と 「市民と行政の協働」に関する提言ー

平成16年4月

羽曳野市民活動推進検討会議

はじめに		
	2	
第1部 市民活動の推進と市民と行政の協働を考える背景とは何か	6	
I. なぜ、市民活動を推進しなければならないのか-市民活動の現状と課題から考える	6	
1. 市民活動とは		
2. 市民活動を推進すべき背景		
3. 市民活動に対する社会的な評価の変化		
4. 羽曳野市における市民活動の現状と課題 II. 市民活動と行政の協働	14	
1. 協働とは	14	
2. 市民活動と行政との協働の意義		
3. 協働における4つの形態		
第2部 羽曳野市ではどのような協働がめざされるのか	2	21
I. 特定のメンバーやテーマに基づく既存の市民活動(団体)と行政の協働形態	21	
~福祉における市民活動と行政の協働を事例に~		
Ⅱ. 既存の市民活動(団体)の連合体と行政の協働形態	· · · · · 25	
~教育における市民活動と行政の協働を事例に~ 	00	
Ⅲ. 地縁自治組織と行政の協働形態 ~『自治会・町会』『消防団』『自警団』における市民活動と行政の協働を事例に~	· · · · · 28	
IV. 新しい市民活動(団体)と行政の協働形態	32	
~ボランティア活動や NPO 法人における市民活動と行政の協働を事例に~	32	
第3部 羽曳野市を私たちが考えるめざされる姿にするためには何をすれば。		<u> </u>
1. めざされる姿の実現のために	34	/
Ⅱ.市民活動の支援・促進のあり方について	· · · · · 36	
1. 市民活動の支援・促進の主体		
(1) 市民は何をすべきか		
(2) 行政は何をすべきか		
2. 市民活動の支援・促進の形態		
(1) 直接的な支援		
(2) 間接的な支援		
3. 支援・促進の新しい仕組みづくり		
(1) 既存の市民活動団体の活性化		
(2) 新しい市民活動団体の形成		
おわりに	4	1 7
提言作成を終えて	49	
付録	· · · · · 52	
1.羽曳野市「市民活動」団体実態調査	· · · · · 53	
2.検討経過	· · · · · 76	
3.羽曳野市民活動推進検討会議設置要綱	80	
4.羽曳野市民活動推進検討会議名簿	82	

はじめに

このたび、私たち羽曳野市民活動推進検討会議では、市民活動の推進のあり方や市民活動と行政の協働をすすめる環境づくりに対する提言をおこないました。この会議は、公募によって集まった市民と学識経験者の 27 名が羽曳野市の委嘱を受け、平成 15 年 3 月に設置されました。

平成 15 年 12 月には『中間提言』を作成し、引き続き具体的な方策などについて検討を続け、このたび、最終の提言をおこないました。提言は、大き〈4部構成で、内容は以下のようになっています。

まず、「序」では、私たちのこの会議に寄せる思いや考えの枠組みをまとめています。私たちがなにを提言したかったのかがよく現れています。続いて、第1部では、なぜいま羽曳野市で市民活動を推進しなければならないのか、そして市民活動と行政の協働とはどういうことなのかについてまとめるとともに、私たちが考える「羽曳野市のめざされる姿」をまとめました。次に、第2部では、さまざまな市民と行政の協働の形態をわかりやすいように福祉・教育・環境・NPOという4つのテーマを取り上げています。それぞれのテーマは、現状と問題点・めざされる姿という2つの項目に分けています。そして、第3部では、以上の議論をもとに、市民活動を推進する環境づくりと、それに基づいた市民と行政の協働をすすめるための具体的な方策についてまとめています。

この会議は、まさに市民の手によるものです。提言の構成や内容にいたるまで、すべて私たちが、考え、作成してきたものです。私たちの提言が市政に活かされていくことを心から願っています。

平成16年4月18日

羽曳野市民活動推進検討会議

序 羽曳野市における市民活動の推進と市民と行政の協働に向けて

「半世紀以上、この地で生活しておりますが、日本の良さ、生活習慣がなくなりつつある今日このごろ、教育など諸々の課題をいっそう向上、発展させ、羽曳野市を活発化し、よりよい市になるように役立ちたいから応募します。」

「定年退職を機に、私はいままでの会社人間から、第二の人生を今度は、地域社会人間として、長年住み親しんだこの羽曳野で自己実現を図るため、生活のシフトを 180 度転換させました。」

「はびきの市民大学で市民のための NPO 講座を受講いたしました。これからの市民社会で NPO がいかに重要であるかということがよくわかりました。参加民主主義という言葉がありますが、新しいまちづくりには NPO が協働しあっていくことが大切だと感じ少しでもお役に立てればと思い応募しました。」

「これまでの恩返し・お礼にといえば大変おこがましいのですが、会社勤めでの経験や市在住歴を活かして、羽曳野市のこれからのまちづくりにお役に立てればと思い応募した次第です。」

「私は常々人びとの生活により潤いがあり、心身がより豊かさを得るにはどうしたらよいのかに対して深い関心をもって過ごしてきました。現在の羽曳野市においても『雅び』という文字が目につきますが、本当に市民の生活が雅びの状態にあるのか、また、個人個人が雅びの心を持つべき自覚をしているかどうか疑問が残ります。」

「(市民活動の経験を通じて)『行政との協働』の必要性を痛感し、ぜひ応募したいと考えた次第です。」

「市民本位のまちづくりをすすめるために、自分は何ができるのか検討し、 次の世代に受け継がれる事業をボランティアで実践したい。」

これらは、すべて私たちが羽曳野市における市民活動の推進のあり方と市民(活動)と行政の協働をすすめるための環境づくりに対する提言をおこなう会議(=羽曳野市民活動推進検討会議)への応募の際に添えられた委員の動機の一部です。これらの言葉には、「自分たちが暮らす羽曳野をもっとよくしたい」、「私たちが暮らしてきたこのまちに恩返しをしたい」、「これからの社会をつくる子どもたちにとってよりよい地域を

つくりたい」という思いが込められています。そして、「そのためには、市民と行政の協働のあり方を自分たち市民の手で考えていかなければならない」という決意が表れています。

これらの思いはこの会議を通じて、より強いものとなっていきました。それは、委員それぞれが、各自の立場から見ていた現状や問題点、そして思いを持ちより、話し合う中で、より視点が広がっていき、各々が新しい発見をしたことに由来しています。そのような意味で、この会議は市民と市民との協働の場であったといえます。

このような会議の中で、私たちは、まず「羽曳野市をどのようなまちにしたいのか」について考えました。なぜならば、「市民と行政の協働」というテーマはとても広く、漠然としているので、きっかけが必要だったからです。

市民と行政の協働の目的は、「まちや地域を一緒につくる」ことに他なりません。したがって、私たちがどのような羽曳野市をめざしているかが問われなければならないのです。そして、私たちが出した答えは、次のようなものです。

私たちが考える「羽曳野市のめざされる姿」

羽曳野市に暮らす人びとが、快適に暮らすことができ、市民活動に参加する市民が やりがいや達成感を得ることができるまちを、自立的な活動をおこなう市民や市民活動団体と行政とが協働してつくる。

これには2つのポイントが含まれています。ひとつは、羽曳野市というまち(地域)で暮らすことの意味です。他市町村ではなく、羽曳野市になぜ住むのかということを言葉にしてみました。羽曳野市に暮らす理由には、もちろん、安全や安心を保障してくれるということは大前提であるのですが、それ以上になにがあるのか、ということです。

そこで、私たちは羽曳野市に暮らすことで享受することができる「快適さ」が重要であると考えました。この快適さには、市内のインフラの整備などのハード的な要素も含まれます。しかし、それ以上に私たちが大切だと思ったのは、「日々の暮らしが楽しい」と思えるような充実感を得たり、「自分は何かをした」という自己実現を達成できる機会というソフト的な要素です。

そして、重要だと考えたことは、この快適さは行政から市民に与えられるものではなく、 市民と行政が協働して創りあげるものであるということです。

もうひとつのポイントは、市民活動をする意味です。つまり、市民活動とはどうしてもしなければならない活動でもなく、しかも義務でもないにもかかわらず、なぜするのかということをもう一度考えなければならないと思ったのです。

市民活動は多くの場合、困難にぶつかります。例えば、資金や時間が限られているために自分が思ったような活動ができず、あきらめてしまうこともあります。また、活動に

対して他の人びとが理解を示してくれない場合もあるでしょう。しかし、そのような困難を乗り越える努力や労力を払ってでもこの活動を続ける意味がどこかにあるのではないでしょうか。ひとつには、活動によって何かが解決される、あるいは変わるという直接的で実効的な意味があります。おそらく、市民活動への最初のきっかけはこのような目的であるものが多いと思われます。

とはいうものの、直接的な効果だけを求めるのならば、行政や企業に任せればよいことといえます。このように考えると、市民活動をする意味にはもうひとつ重要な意味があるのではないでしょうか。それは、これらの活動を通じて、やりがいを感じ、場合によっては活動を通じて自己実現を果たすという点です。何か人に役立つことをして「ありがとう」といわれる。そんな瞬間に「あぁやっていてよかった」という充実感や達成感は、お金では買うことができないものでしょう。これは、行政や企業に任せていては得られないかけがえのないものです。

つまり、市民活動とは直接的には、市民が感じたり直面している問題を解決する、あるいは満たされないニーズを満たすために行う他人のための、つまり利他的な活動といえます。しかしさらに見方を変えるならば、間接的ではありますが、その活動を通じて、活動を行っている人が生き甲斐や自己実現を図るという自分のための、すなわち利己的な側面も持ち合わせているのです。言いかえると、市民活動とは「自分を含めたみんなのためにする活動」ということなのです。場合によっては「他の人のための活動」となり、自己犠牲や禁欲を必要とすることもあるのですが、市民活動とは本来はそうではないはずなのです。市民活動は、自分のため、そしてそれがひいては他の人びと、そして社会のために広がっていく活動であるはずなのです。

そのような観点から、私たちは市民活動をとらえ、この活動を推進していく方策について議論を重ねました。議論の中で出てきたことは、羽曳野市では、その兆しや可能性はあるものの、まだ市民活動が活躍するには十分な環境が整っているとはいえないということでした。そして、この市民活動が活躍できる環境は市民が単独で創りだすものでもなく、行政が一方的に与えるものでもなく、環境づくりから、市民と行政が協働で行うべきであるというコンセンサスが創りあげられました。

したがって、十分ではない市民活動を推進するための環境をさらに改善し、新しい環境を創り出すためには、現状のままではなく、市民と行政、両者に変化が必要となるのです。この変化を通じて、市民と行政の協働による市民活動の推進が行われ、私たちがめざす羽曳野市のまちづくりが達成されると考えます。

そのためにはまず、市民は何をすればよいのでしょうか。従来、自分たちの生活に関わることはすべて行政がすべきことであるという考え方を問い直す必要があります。つまり、「自分でできることはできる限り自分でやる」ということです。これは、非常にわかりやすいことではあるのですが、実行に移すことはとても難しいことです。

私たちがめざす羽曳野市というまちは、誰かから何かを与えられることを期待したり、 要求することによってつくられるまちではありません。私たちが羽曳野市に暮らすことで 得ることができる快適さを創りだすのは、自分自身の参加を前提としたものなのです。なぜ、そのような場に参加しなければならないのでしょうか。それは、この快適さとは、やりがいや達成感・充実感に裏づけられたものであるからなのです。

一方、行政は何をすればよいのでしょうか。今まで、行政は私たちが望んだもののうち必要とされる様々な環境を整備・管理してきました。その働きは、これからも期待されるものです。しかし、時代の変化、市民の変化などに応じて、行政も変化を迫られているのではないでしょうか。

行政は、そのまちの人びとの「最低限」の暮らしを「公平に」そして「均等に」保障してきました。この原理は、羽曳野市のどこにいても、ある程度の生活環境を獲得できるという意味では、評価されるべきものです。しかしながら、この原理は場合によっては、「個性」や「独自性」を認めない傾向があります。

個人の価値観は多様化しています。このような状況で、行政も個性や独自性を評価する必要があります。多様な市民活動は多様化した価値観を表しています。これら多様な市民活動は、市民が「自立」しようとする意志の現れでもあります。したがって、行政はこの市民の自立を公平性や均質性の観点から否定するのではなく、この意志を支えていくべきなのです。

このように、市民と行政にはそれぞれの課題があります。この課題を乗り越えていった先には、私たちが描く羽曳野市のめざされる姿が見えてくるはずだと考えています。

ここで述べたことは、羽曳野市民活動推進検討会議に集まった委員全員で考えたことです。私たちがおこなう提言に至るにはいくつかの段階を経てきました。私たちは、「羽曳野市のめざされる姿」を考えるために、なぜ市民活動の推進や市民と行政の協働を考えなければならないのかということ、そして興味関心を持っているテーマ(福祉・教育・環境・NPO)について平行して考えていきました。そして、これらの議論をもとに、具体的な市民活動推進のための方策についてまとめていきました。

第1部 市民活動の推進と市民と行政の協働を考える背景とは何か

いまなぜ、「市民活動の推進」そして「市民と行政の協働」なのか

私たち羽曳野市民活動推進検討会議では、「なぜ市民活動を推進し、市民と行政の協働を進めなければならないのか」という問題について、「市民活動の現状と課題」および「市民活動を通しての行政との協働」という2つの点から考えてみました。この問いは、この会議の存在意義を明らかにするとともに、私たちがおこなう提言の前提となるものです。

- . なぜ、市民活動を推進しなければならないのか
- 市民活動の現状と課題から考える

1. 市民活動とは

市民活動とは「自分を含めたみんなのためにする活動」です。よって、市民活動は人からの強制や自己犠牲を伴うものではありません。自らの意志でおこなうものなのです。

そして、市民活動が活躍する分野は、自分と他の人びと、社会に関わる問題や課題に関連しています。例えば、公園や地域の美化活動は、その公園がきれいになることは自分にとってメリット(例えば、きれいな公園でゆっくりと休める)がありますが、他の人びとのためにもなります(例えば、子どもたちが公園で安全に遊べる)。また、子育て中の親たちをサポートする活動は、子育てをしている人たちにメリットがあるだけではなく、子どもが安心して育てられる環境をつくるということは、他の人びとにとっても住みやすいまちをつくるということでもあります。そして、このようなまちでは、自分ももちろん住みやすくなります。

このように考えると、市民活動の関わる領域はかなり広くなります。生活のあらゆる分野が市民活動の対象となり得るのです。市民活動にはある意味、無限の広がりを持つ可能性があります。

では、市民活動は自分や人のためになると思ったことは何をやってもよいのでしょうか。市民活動は、自分や他の人びと、そして社会を傷つけたり、あるいは多くの人びとが拒絶するような状況をもたらしたりしてはいけません。自分の関心や認識は、立場が変わると、異なる評価が与えられることがあります。よかれと思ってやったことが実はその人のためにならなかったということは、容易に想像がつきます。つまり、市民活動は一人ひとりの関心に基づいているために、独善に陥る危険性を秘めています。したがって、市民活動の公正性のため、市民活動をする人びとはいろいろな意見に耳を傾けなければなりません。

このような考えから、私たちは、市民活動を次のとおりとします。

市民活動

市民の自主的な参加と支援によって行われる、あらゆる分野における多様な公益性および非営利性を有する活動。¹⁾

ポイントは、「市民の自主的な参加と支援」および「公益性および非営利性を有する」というところです。つまり、市民が進んで自分や他の人びとそして地域や市全体のためにおこなう非営利的な活動こそがこれから私たちが考える市民活動なのです。

また、私たちの会議で議論した市民活動団体とは、自治会や町会などの地縁自治組織、婦人会や子ども会などの地域の各種相互扶助・交流組織、環境などをテーマにして地域住民によってつくられた自発的なグループ、ボランティアグループ、NPO 法人など幅広く含むものです 2)。

では、次にこのような活動が今日注目されるに至った経緯、背景について簡単にまとめてみます。そこからは、社会構造の変化、行政を取り巻く環境の変化、個人の変化が見てとれます。

2. 市民活動を推進すべき背景

①社会構造の変化

高度経済成長期以後、核家族化が進行する中で地域社会も変容し、地域では伝統的におこなわれてきた相互扶助によるさまざまな問題の解決も、現在では地域のつながりの弱体化や希薄化により、困難になっています。さらに、今日では、少子高齢化の急速な進展がますます問題を難しくしています。

②行政を取り巻く環境の変化

そのような中で、行政の役割は増大し、行政に求められることは高まる一方でした。 量的な豊かさを求めた高度成長期が終わる80年代頃からは、生活の量から質への転換が求められ始めました。そのなかで、それまで行政が果たしてきた役割に加え、立ち

¹⁾非営利性とは、活動に対価がない(ただ)ということではありません。私たちが考える非営利性とは、活動による収入を第一の目的としていないということです。したがって、非営利活動とはいっても、その活動は有償であることも多くあります。

²⁾ 一般に市民活動団体には、地域性の高い団体(自治会や子ども会など)、共益性の高い団体(趣味の会など)、行政からの委嘱委員により構成されている団体(協議会、消防団など)は含まれません。しかし、私たちは、羽曳野市において市民活動の推進と市民と行政の協働を考える上で、これらの団体を抜きにしては十分な議論ができないと考え、通常とは異なり、これらの団体も市民活動団体の一部として考えることにしました。

遅れていた生活関連の社会資本の整備や福祉施策のさらなる充実が行政に求められるようになりました。

このような事業や制度は経済的合理性を基準としないため、事業や制度に対する要求の上限を決めることも困難でした。その結果、本来、行政がかかわる必要がないのではないかと思われるような領域にまで行政の役割は広がっていきました。そして、この過程において市民は「行政への甘え」や「依存」の傾向を強め、「自立性」や「主体性」を次第に失う傾向を強めていった面もありました。

また、このように行政が負うべき責務の増大は、その結果として地方財政を圧迫することとなりました。周知のように今日において、地方公共団体の財政は悪化しており、従来のように、「行政は何でもやるべきだ」ということを市民が求めることは実際上、困難な状況になりつつあります。

③個人の変化

もちろん、このような財政悪化から行政の役割の縮減ということも考えられるのですが、 日本国憲法にも示されている地方自治の本旨(理念)にもあるように、地方自治とはそこに暮らす住民の意志が重要となります。したがって、ただ単に行政に求めるだけでは本当の意味での自治は成立しません。このような意味からも、あまり行政の役割が広がることは望ましいこととはいえません。市民一人ひとりができることは自分でおこない、さらに身近なことから少しずつでも主体的にまちづくりに加わり、行政とともに自治をおこなっていくことが必要となります。

さらに、個人の側から見ると、経済的・社会的な環境の変化により、価値観や生活スタイルが多様化してきました。そのなかで、心の豊かさ(生活の質)を重視し、時間や空間のゆとりを大切にするなど、経済的な価値以外の価値を大切にした生き方を求める傾向も出てきています。そして、余暇活動やボランティア活動などを通じた社会参加が積極的な評価を受けるようになってきました。

以上のような「社会構造の変化」、「行政を取り巻く環境の変化」、「個人の変化」の中で、市民活動が様々な問題解決の手法の一つ、また行政の負担軽減と行政への依存体質からの脱却の一つの方法、そして多様な価値を実現する手段として注目されることになります。市民活動への注目は、この活動への社会的な評価も変化させていきました。

3. 市民活動に対する社会的な評価の変化

1995(平成7)年の阪神淡路大震災では多くのボランティアが駆けつけました。この年は、「ボランティア元年」と呼ばれるように、その後様々なボランティア活動や市民活動が社会的な注目を集めるようになっていきました。このような状況をうけ、1998年3月には「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定され、同年12月から施行されること

になります。現在、この法律に基づき法人認証がなされた団体数、いわゆる NPO 法人の数は、全国で 17,163 団体 (平成 16 年 2 月末日現在)、そのうち羽曳野市に活動拠点を置く団体の数は9 団体となっています。

ボランティア活動・市民活動の興隆やNPO法人の設立は、さまざまな社会的影響を もたらしました。そのなかでも一番大きな意味をもつのは、「市民活動が公共サービスを 提供する主要な主体である」という認識が社会に広がっていったことではないでしょうか。 つまり、市民活動は「頼れる存在」になったということなのです。

また、市民活動の歴史を簡単にひもとくと、市民活動の社会的な位置づけの変化がより明確になります。1960年代から70年代頃、市民活動はどちらかというと行政とは対抗関係にありました。行政判断の不十分さを指摘したり、責任を追及するなどの抗議運動や要求運動が多く見られました。

その後、80 年代にはいると、市民活動は行政によってさまざまな市民参加の制度が つくられたことにより、行政と協調するようになります。市民活動は、市民参加や参画の ひとつの手段となっていきました。

しかし、このような制度を通じての市民参加や参画は、手続きの複雑さや制度の形骸化などにより十分に役割を果たしてきたとは言いがたいものでした。かえって、住民の自治に対する無関心を増長させてしまった側面も否定できません。

このような中で、行政と対抗するのではなく、また行政のつくった制度だけに則るわけでもない、住民による新しい市民活動の形が求められるようになってきたのです。

それでは、羽曳野市においてはどのような市民活動が現在おこなわれているのでしょうか。次に、アンケート調査をもとに、羽曳野市での市民活動の様子をまとめてみたいと思います。

4. 羽曳野市における市民活動の現状と課題

市民活動は市民のそれぞれが自主的に行っているものが多く、一般にその実態を 行政が網羅的に把握することはあまり行われていません。

そこで、羽曳野市民活動推進検討会議では、羽曳野市での市民活動の実態を網羅的に把握するために、アンケート調査を行うことにしました。その目的は、大きく分けて2つあります。

一つは、市民活動団体の現状です。特に、「どのような活動をしているのか(活動の実績)」、「行政などとどのような関係にあるのか(行政との協働)」について質問しています。

もう一つは、市民活動団体の課題です。何が問題なのか(市民活動団体の課題)、 団体はこれからどのような活動をしていくのか(活動の展開)、他団体や行政などとどの ような関係を望んでいるのか(協働の展開)などを質問しています。

アンケート調査は、羽曳野市が把握している 262 の市民活動団体³⁾に対して行いました。うち 162 団体からの回答を得ました(回答率 61.8%)。(質問項目や結果など詳細については付録参照)

以下に、今回の調査において特徴的であった項目について詳しくみることで、羽曳野市における市民活動の現状と課題について考えていきたいと思います。その際、適宜、全国の市民活動団体の現状(内閣府「平成 12 年度市民活動団体等基本調査」(以下「基本調査」))などと比較していきます。

①羽曳野市における市民活動の現状

【活動分野】

:教育分野に多くの団体が存在

複数回答ですが、『子どもの健全育成』を活動分野としている団体が最も多く 91 団体、次いで『高齢者福祉』(54 団体)、『社会教育の推進』(48 団体)と続きます。これは、子ども会などの青少年活動団体が多いことを示しています。

例えば、「基本調査」では、『保健・医療・福祉』が一番多く(43.1%)、次いで『まちづくり』(11.1%)、『環境の保全』(9.8%)となっているのとは異なっています。

ただし、調査結果は必ずしも羽曳野市における市民活動の活動分野の規模をそのまま反映したものとはいえないかもしれません。活動に関わっている人数(団体の規模)を考慮する必要があるからです。

【財政規模】

:団体の多くは、財政規模が小さい

年間活動予算が『30 万円未満』の団体が 50.8%と半数を占める一方、予算規模『1000 万円以上』といった大規模な団体も存在します。このような財政規模の小さな団体が過半数を占めるという状況は、全国的な傾向と一致しています。

【収入源】

:会費が主たる収入源

団体の収入源の構成は平均的に見て『会費』が一番多く(30.3%)、次いで『行政からの補助金』(20.6%)、『自主事業収入』(10.3%)となっています。これは、全国の

³⁾今回調査対象とした市民活動団体は次のような基準に基づいています。

^{1.} 市民が自主的、自立的に、不特定かつ多数の人のために、継続的に社会貢献活動をおこなっている団体。ただし、営利を目的とする活動や政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的としている団体は除く。

^{2.} 統括団体(連合会・協議会)が存在する各種地域組織(子ども会や婦人会など)。ただし、自治会・町会とその連合会は除く。

市民活動団体の現状とほぼ同様です。

このように、財源が会費を中心としているということは、団体の活動がその活動の 趣旨に賛同しているメンバーや参加者などによって主に支えられていることを意味しています。言いかえるならば、互助的な活動が中心といえます。

しかし、市民活動団体が互助的な活動から公共サービスを提供する非営利活動団体へと展開したならば、財源については、会費より自主事業収入が主体となる必要があります。このような意味で、羽曳野市における市民活動はまだ自立した非営利活動が根付いているとはいえない状況です。

【支出内訳】

:資金の半分程度は事業へ、人件費は少なめ

一方、支出で最も大きな割合を占めているのが『事業費』(50.2%)で、『通信・交通費』が 10.1%と続いています。事業費と通信・交通費をあわせた活動の基本的な経費が大部分を占めていることがわかります。これは全国的な傾向と同じです。

また、『人件費』が 4.8%で、「基本調査」の結果(5.8%)と比べると少し低くなっています。このことは、羽曳野市での市民活動をおこなっている人びとの大部分が無償であるか、市民活動によって生計を立てることが難しい状態であることを表しているといえます。

【活動範囲、活動場所】

:公共施設を利用した地域での活動

団体の活動範囲として一番多いのは『小学校校区』で 43.1%を占めています。続いて『羽曳野市全域』で活動している団体が 35.6%と続いています。 つまり、いわゆる「地域」で活動している団体が大部分を占めていることがわかります。

また活動場所としては『集会所·公民館』が 40.0%と多く、次いで 29.7%の団体が 『学校』と回答しています。このように活動する際には、多くの場合、公共施設を利用していることがわかります。

【協働の形態】

:財政的支援を中心とした行政とのパートナーシップ

行政との関係について『主に行政と連携している』(28.3%)、『必要に応じて連携している』(56.6%)とあり、ある程度行政との連携は行われているといえます。つまり、活動を進める上で、行政は重要なパートナーとして認識され、そしてそれが実行に移されているといえます。

連携・協力の形のひとつとして、「行政からどのような支援を受けているか」という質問に対しては『補助金を受けている』と答えた団体が51.3%と最も多くなっています。その他『情報提供・研修を受けている』(32.7%)、『広報等の情報発信の支援を受けている』(30.7%)、『事務局が行政関係部署にある』(28.7%)という形態も見られます。したがって、協働の方策としては主に行政による財政的・業務的な支援が基礎となっていることがうかがえます。

②羽曳野市における市民活動の課題

【問題点】

:活動が広がらないことと資金不足が問題

問題点として最も指摘が多かったのは『会員数が増えない』(55.1%)で、次いで『助成金・補助金が不足している』(42.5%)、『人材が不足している』(40.9%)となっています。つまり、人の面で活動に広がりがないことが大きな問題としてあげられています。そして、現状のところでも示されたように活動資金が少ないことも活動上の障害となっています。

一方、『研修・講座の支援団体が見つからない』(5.5%)、『活動の相談窓口がない』(2.4%)に対しては、あまり問題と感じていないようです。この 2 つの項目は、財政的・人的な問題とは異なり、どちらかというと活動の副次的な問題です。しかし、一般に活動をさらに展開させようとするならば重要となってくる条件です。羽曳野市でこのような点に対する関心があまりないということは、まだ十分に市民活動が成熟していないということを示しているかもしれません。

【望んでいる協働の姿】

: 自主性を重んじながらも、望まれる行政とのパートナーシップ

「今後行政とどのように関係していきたいか」という問いに対しては、『主に行政と連携していく』(27.0%)、『必要に応じて連携していく』(67.1%)と連携に対して前向きな回答が 90%を越え、多くの団体が行政との協働が必要だと考えていることがわかります。

【協働に向けての行政の役割】

: 行政による財政的支援を前提としながらも必要とされる新しい協働の形態

「連携のために行政がするべき支援・基盤整備」として最も多く挙げられたのが、『行政からの補助金の支援』(53.3%)で、その他『団体・グループ同士の連携や交流の場の設定』(32.1%)、『団体・グループと行政との情報交換の場の設定』(28.5%)などが多く挙げられました。

これらの回答は、全国的な傾向と一致しています。つまり、行政に対しては財政的支援を求めているということです。

ただし、この点に関しては、慎重に考える必要があるのではないでしょうか。最も問題と感じている項目を3つ以内選択された回答において『助成金・補助金が不足している』とする団体が 42.5%ということから考えても、あくまで『行政からの補助金の支援』が多いということは、「行政が何かしてくれるなら」という前提があるものとして考えることもできます。

財政的支援と並んで注目されるのは、それぞれの団体が活動の広がりに限界を感じ、団体相互の交流や連携を望んでいるという点です。これは、「お金がないからお金をもらう」という依存体質的な思考ではなく、「お金がないのならば、お金を調達する、あるいは有効に使う方途を探し出す」という積極的で自立的な考え方が生まれてきていることを示しているのではないでしょうか。

以上のように、羽曳野市における市民活動の現状と課題をアンケート調査から考えてきました。そこからわかったことは、市民活動団体は財政規模が小さく、活動の今後の展開に問題を抱えているということです。活動を広げていくためには、資金援助などの外部的な支援だけでなく、会員の拡充や人材の確保、そして他団体との交流などを必要と考えているようです。

そして、行政とのこれからの関係としては、自立性を持ちながら必要に応じて連携していくことが望まれているということです。つまり、従来は財政的な支援を中心とした行政との協働があり、今後は、このような支援も必要ですが、行政はそれ以上の働きをすることが求められているということです。

このように市民活動による行政との協働は新しい段階に入っているといえます。では、 そもそも協働とはどういうことなのか、いったいどのような形で協働がおこなわれるのか、 という点について次に考えていきたいと思います。

.市民活動と行政の協働

1.協働とは

現在、協働という言葉は、いろいろな意味で使われています。大辞林には「同じ目的のために、協力して働くこと」とされており、この意味ではいろいろな解釈ができます。一方、協働には「cooperation」「collaboration」「partnership」という英単語がよく当てられます。つまり、定訳がないのです。これは「協働」という語の多義性をあらわしています。

「協働」という語は比較的新しい言葉です。したがって、同じ発音をする「共同」や「協同」とほぼ同じ意味でつかわれることも多くあります。

しかしながら、私たちは「協働」と「共同・協同」の間には大きな違いがあると考えます。その違いは「働」と「同」の違いから明らかにすることができます。「協働」は、同じ目標に向かって「それぞれがそれぞれの価値観や判断にしたがってそれぞれの働き」をすることです。一方で「共同・協同」は、「それぞれが同じ組織や行動原理」で目標を達成することです。つまり、前者にはそれぞれの自立した働きが求められるのですが、後者は参加する人びとみなが同質であることが重要となります。

したがって、私たちが考えるのは市民と行政の「共同・協同」ではなく「協働」なのです。つまり、市民と行政それぞれの自立した働きを前提とした関係を築くことが大切だと考えています。

このような考え方を受けて、「協働」とは、次のようにいうことができます。

協働

羽曳野市のめざされる姿が実現されるまちづくりという共通の目標を達成するために、自立した市民と行政が、互いの違いを認め尊重し合って対等な関係に立ち、それぞれがもっているできる限りの知恵や資源を持ち寄り、それぞれが責任と役割を公平に分担して、協力し合い、その関係を続けること。

この場合に重要な点は、市民と行政が相互に自立し、対等な関係でお互いの役割分担を果たすことです。

次の図は、その「協働」を概念化したものです。左右にそれぞれの独自の活動領域があります。左右の領域は、それぞれの主体(市民と行政)が自らの責任のもとで自分でおこなわなければならない活動です。例えば、市民にとっては日頃の近所づきあいを通しての相互扶助、行政にとっては税金の徴収などは独自の活動領域です。

市民と行政の関係の視点から見るならば、両者は自分たちのまちや地域を創るという共通目標を持っています。この目標の下では、市民と行政は「対等」な関係にあり、協働すべき領域なのです。

対等とは、同じ資源(資金や権限など)をもっているということではなく、お互いの意見や考えが尊重されるということ、そして責任をもって行動することを意味します。したがって、図中の矢印は市民独自の活動領域と行政独自の活動領域両方からでているのです。これは、両者がもっている生活に関する「知恵」や、人材や人員あるいは資金やネットワークといった「資源」を共通の目標であるまちづくりのために持ちよることをしめしています。どちらか一方では、対等とはいえません。ただし、意見が尊重されるということは、どちらか一方の意見を「鵜呑み」にするということではありません。そこでは、様々な意見が持ち寄られ、議論されなければなりません。その議論の中で、どちらかの意見は採り上げられない可能性もあります。重要なことは、他人の意見に耳を傾けるということです。

そしてその議論の主導権は、当該の課題を解決するにはどちらが主導的になるほうがより有効かという点で決まります。例えば、課題が全市的な広がりをもっていて、大がかりな準備や広報が必要な場合、それは行政が主導的にやった方がいいでしょう。しかし逆に、課題が個別でそれぞれに別々の対応が必要な場合は、市民の手でおこなったほうがいいでしょう。そのような協働における程度の違いを表しているのが図中の「協働の程度」です。これは左に行けばいくほど市民が担う部分が、右に行けばいくほど行政が担う部分が多くなることを表しています。

市民と行政の協働の概念 市 行 民主導 政 協働の程度 主導 市民 行政 独自の 独自の 知恵・資源 知恵・資源 活動 活動 領域 領域 市民と行政の 協働領域

15

2. 市民活動と行政との協働の意義

市民活動と行政の協働にはどのような意義があるのでしょうか。協働を行うことで、何が変わっていくのでしょうか。それは、以下の3つの点です。

①自治意識の向上

地方分権が進行する中で、市民の自治意識の向上と行政の変化が求められています。行政に任せっきりにするのではなく、住民は自分たちの地域やまちを行政と協力しながら、創り、運営する意識が必要となります。協働とは市民と行政が知恵や資源を持ちよってまちづくりに向けて責任と役割を分担するわけですから、市民活動を通じて行政と協働を進めることは、この自治意識の向上に大きく寄与するはずです。つまり、「自分の地域やまちは自分たちで創る」という認識を市民活動に参加することを通じて養うことができると考えます。

一方、行政にとっては市民と協働することによって、直接的にはスリム化や負担軽減などの効果が現れると期待されます。例えば、従来行政がおこなってきた事業を、責任と能力を持った市民活動団体に委託をするなど協働しておこなうことで、自らの役割を限定でき、過度の負担を避けることができます。

そしてさらに、過度の負担がなくなった行政は、自治意識が向上した市民と自治を 進めることができるために、よりよいまちづくりにその力を注ぐことができるでしょう。

②多様化する市民ニーズへの対応

行政が提供する公共サービスは、公平にそして均質に住民の最低限の生活環境を保障するというシビル・ミニマムの原則に則り、事業の継続性や公平性の確保から、画一的、一律的な対応を旨としてきました。その一方で、市民のニーズは多様化しているため、行政は市民のニーズを満たすという責務を十分に果たすことができなくなっています。

そこで、市民活動と協働し、市民活動が新たな公共サービスの供給主体となるならば、市民のニーズを満たしていくことが、従来に比べできるのではないでしょうか。なぜならば、市民活動は規模の面では小さいですが、その活動内容や形態は多様で、組織も柔軟性をもっているからです。そのため、新しい問題に対して、より早く、そしてより多面的に対応できる能力を持っているのです。とりわけ市民活動を組織的に継続して行う NPO などは、その組織の継続性、専門性などからいっても、市民のニーズへの対応策としては有効であると考えます。

このように考えると、市民活動と行政の協働は、私たちが考える「羽曳野市のめざされる姿」を実現する手段の一つであることがわかります。つまり、自治意識を向上させることで、羽曳野市民としての自覚が生まれ、市民の自主的な活動が盛んになります。そして、多様化する市民ニーズへの対応が可能になることで、人びとは快適に暮らすことができるようになります。もちろん、この快適さはただ要望や要求が満たされるというだけではなく、自己実現や達成感というニーズを満たすことでもあります。

③市民と行政の信頼関係の構築

社会が変化し、行政を取り巻く環境が変化することで、市民と行政の間の溝は少しずつ深まっていったといえます。市民は自分たちの要望やニーズを完全には満たしてくれない行政に不満を持ったり、行政組織や機構の非効率性や不透明性を主張するようになりました。一方、行政も個人や集団の利害を優先させる傾向に対して不信感を抱くようになっていたのも事実でしょう。つまり、市民と行政の間で相互不信に陥っていたといえます。

このような状況は、市民と行政が協働しておこなう快適なまちづくりにとってよい影響は与えません。そこで、日本でもオンブズマンという制度に注目が集まりました。

制度としてのオンブズマンの働きとしては、「苦情処理」、「行政監視」、「行政改善」という機能が期待されます。苦情処理とは、住民から寄せられた行政機関等に対する不服・不満を議会や行政から独立した第三者機関が調査して、行政機関等に不備はないか、不服・不満の内容が妥当であるかどうかを審査することです。行政監視とは公正で中立な組織(オンブズマン)が常に行政機関等を監視し、行政機関等に何か問題があればその是正を促すことです。そして、行政改善とは調査の結果、行政に責任があり、その責任が法律や条例に起因している場合、制度改善の意見を述べることです。

オンブズマンの働きを通じて、行政は自らの説明責任と情報公開の義務を果たすことができます。そのことにより、市民が抱く行政に対する不信を取り除き、行政の透明性を高めることで、市民と行政の協働がさらに可能となり、まちづくりを前進させることになります。

このオンブズマン本来の働きは、市民活動と行政の協働によって実現されると考えられます。市民活動と行政の協働は、対等な立場でまちづくりという共通目的を達成することです。したがって、まちづくりの障害となっている市民の不信感を取り除くことは、行政にとっても必要なことです。

協働を行う市民活動団体は、自立的な活動ですので、行政と対等です。したがって、このような市民活動団体が行うオンブズマンの働きは、たとえ制度的であるといっても行政の透明性を高めるはずです。

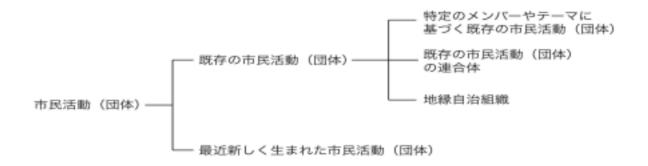
このように市民活動と行政の協働によって、市民と行政の相互不信を払拭することができます。市民活動はまさに市民と行政の橋渡し役を果たすことができるのです。もちろんその場合、市民活動を行う個人や団体の公正性・自立性、そして行政との対等性が必要となります。

3.協働における4つの形態

市民活動は多様な形態や性質を持っています。そのため、市民活動の類型には、活動の内容や分野、規模などいろいろな分類の方法があります。行政との協働という視点、すなわち行政とどのような関係を持っているかという点から考えるならば、市民活動の種類はその組織的な特徴から分けるのが最適であると考えます。

市民活動の種類をその組織上の特徴から考えた場合、まず、大きく2つに分けられます。一つが「既存の市民活動(団体)」、もう一つが「最近新しく生まれた市民活動(団体)」です。協働という視点から見るならば、この2つの市民活動における大きな違いは、行政との関係の継続性にあります。協働は一般に、継続性が高いものほど目的の達成を予測できるという意味で安定的ではありますが、逆に関係が固定化されてしまい形骸化してしまうこともあります。一方、関係している期間が短いものは信頼性に欠け、安心して協働をおこなうことができないために、協働の領域が限られていたり、十分な協働にまで発展しないこともありますが、今までの関係にとらわれない斬新性や先駆性などを兼ね備えている場合があると考えられます。

そして「既存の市民活動(団体)」は、その組織がつくられた目的や構成から3つに分けられます。それは、特定のメンバーやテーマに限った相互扶助・交流などを目的としてつくられた個別の各種団体、そしてこのような個別の各種団体の連合体としての協議会・連絡会、さらに地縁的な結びつきに基づく地縁自治組織としての自治会・町会です。



①特定のメンバーやテーマに基づく既存の市民活動(団体)と行政の協働形態 福祉や教育をはじめとする私たちの日常生活に関係する分野では、古くからさまざ まな市民活動がおこなわれてきました。私たちは、これらを市民の自立的な活動である と考え、市民活動の中に位置づけました。

これらの活動は、歴史の古さや組織の広がりからみるならば、市民の生活や活動の基礎的な部分を占めているといえます。そのような意味で、これらの活動は行政と、おおむね良好な協力関係にあります。

しかし、ともすると活動が形骸化したり、人材が枯渇していったりなどの問題に直面し、本来の意味での自立的な活動とはなっていない場合があります。このような活動の現状や問題点、そしてめざされる姿を第2部で「福祉」に絞って考えてみました。

②既存の市民活動(団体)の連合体と行政の協働形態

上記の市民活動の規模は、一つ一つにおいてはそれほど大きなものではありませんでした。それは、これらの活動が主に住居地を中心とした空間的な広がりを基盤としているからです。それゆえ、このような活動は市内に点在していました。

しかし、小さな活動は資金・人材の面で問題を抱える傾向にあります。これはどのような活動でもいえることができるのではないでしょうか。そこで、既存の市民活動の中には協議会や連絡会という組織を形成していくものもありました。

行政が、地域に根ざす様々な組織を一つ一つ拾い上げることは非常に困難な作業です。それよりも、行政がそれらの組織の連絡機関あるいは統轄機関である協議会などを行政の様々なサービス提供の受け皿とする方が、網羅的であり効率的でした。そのような意味で、行政は補助金などをこのような活動に提供してきました。

また、逆に協議会や連絡会という広範囲の地域をカバーする組織が行政の手によって立ち上げられたあとで、個別の活動団体が立ち上がる場合もありました。その場合、個別の活動団体は、行政が整備した制度を用いながら、それぞれの地域において自主的な活動をおこなっていくことになります。

この活動もまた、行政と良好な関係を保ち、まちづくりに寄与してきたといえます。しかし、 の活動と同様に、社会の変化への対応が遅れたり、長年の活動の中で活動する人々が限定されるなどの問題を抱えることになります。そこで、このような協働形態の具体的な例として第2部で「教育」の場面を取り上げ、そのなかで協議会のような性質を持つ活動がどのような協働を行い、そしてどのような問題を抱えているかを考えてみました。

③地縁自治組織と行政の協働形態

自治会や町会などの地縁自治組織は、「全戸加入の原則」を前提とした場合、構成員の資格や参加の動機という点においては、自立的な市民による活動と呼べないかもしれません。

しかしながら、地縁自治組織は住民自治の最小単位という特徴を備えています。私たちが暮らしていく上で、自らの生活、自らが暮らす地域の創造、管理・運営することが必要となります。そのためには、一定の範囲に住む住民の合意が形成されなければなりません。自分たちの生活、地域を自分たちの手でつくり、守ることに参加する、それが地縁自治組織の役割です。

このように考えるならば、この組織は市民が主体となって活動する公益的で非営利の活動であるということができます。つまり、市民活動の一部なのです。

この市民活動としての地縁自治組織と行政の協働は、従来、本当の意味での協働 とはいえないものも多くありました。これらの組織が、住民に対する行政からの事務連絡 の窓口であったりと行政の末端組織の様相を呈していました。

しかし、社会環境の変化により、地縁自治組織が単なる行政の末端的な機能を果たすことにとどまっていてすむ時代ではなくなりました。これらの組織は、防災やゴミ問題、地域福祉などの場面で、行政と「対等」の立場をとらなくてはならなくなってきています。私たちは、特に「防災・防犯」に焦点を当て、地縁自治組織と行政の協働について第2部で考えていきます。

④新しい市民活動(団体)と行政の協働形態

ボランティア活動や非営利活動は古くからありました。たとえば、上述の ~ の市民活動の形態はそれに当たります。しかし、1995年に発生した阪神淡路大震災以降、日本各地で誕生したボランティア活動や非営利活動の中には、今までと異なる性質を持っているものも多くありました。

たとえば、活動をしている人びとが今までとは異なっています。今まで、ボランティア活動や社会活動とはあまり縁がなかった若い人びとや男性、そして主婦層などが参加しています。そして、その活動分野も多岐にわたり、ボランティア活動 = 福祉活動という従来あった固定観念を打ち壊すような活動も多く生まれています。

そして、ボランティア活動のような一時的、あるいは生活の部分的な活動にとどまるのではなく、このような公益性や非営利性を持った活動を、自身の生活の中心に据えるような人びとも現れてきました。一般に NPO と呼ばれる活動の誕生です。

誕生と書きましたが、このような組織は以前にもありました。今日においてこのような活動が以前までの活動と異なるのは、その社会的な位置づけです。従来までは、あくまでボランティア = 無償で公益的な活動をおこなうことが主でしたが、現在ではその活動の社会的意義が認められ、公益的な活動が非営利という枠の中で一つの事業として成立するようになってきたのです。そして、この活動は「特定非営利活動促進法」によって法人格を得ることができるようになりました。

さらに、法人格を取得したこれら新しく誕生した公益性を持った非営利活動団体は、今までの市民活動団体とは異なる協働をおこなうことができます。つまり、行政の末端組織としての位置づけや活動の形骸化を避け、先駆性と専門性をもった事業を NPO が行うことで、行政と対等のパートナーシップを結ぶことができると予想されます。

私たちは、このような新しい市民活動、特に NPO の特徴を第2部では様々な文献や情報を総合し、考えていきます。

第2部 羽曳野市ではどのような協働がめざされるのか

第2部では、第1部で示した市民と行政の協働の4つの形態について、現状と問題点、そしてはじめに掲げた「羽曳野市のめざされる姿」をそれぞれの協働の形に沿って具体的に考え、めざされる姿についてまとめていきます。

. 特定のメンバーやテーマに基づく既存の市民活動(団体)と行政の協働形態 ~ 福祉における市民活動と行政の協働を事例に ~

既存の市民活動の代表的なものに、老人会や婦人会といった地域での相互扶助を目的とした組織があります。これらは、行政や公的機関がカバーする領域以外で、しかも自分ひとりでは満たすことができないようなニーズに対応してつくられました。

したがって、行政はこれらの組織と協働して、市民のよりよい生活の保障に向けてさまざまな活動をおこなってきました。例えば、羽曳野市においては福祉における行政と市民活動団体との関係はおおむね良好といえます。さらに、羽曳野市社会福祉協議会がボランティア連絡会をつくり、ボランティアの円滑な活動の支援に努めています。

しかし、この協働形態は、人材不足や活動の形骸化などの問題を抱え、団体活動に支障をきたしている場合も少なくありません。

このような状況に対して、市民活動団体と行政・公的機関は新しい協働の形態を模索しはじめました。その代表的な例として、「ふれあいネット雅び」を取り上げることができます。私たちはこの制度について調べ、現状と問題点そしてめざされる姿を考えました。

1. ふれあいネット雅び

福祉という特定のテーマに基づく既存の市民活動団体と行政の協働形態の発展例として、「ふれあいネット雅び」というネットワークがあります。このネットワークは、市が社会福祉協議会などと協働し、市民活動団体および専門職の人びとを結びつけたものです。

(1)現状と問題点

平成3年度に、厚生省(当時)の指定を受け「ふれあいのまちづくり事業」(国·府·市補助)を取り組み、社会福祉協議会が小地域での助け合いの活動を進めるべく「校区福祉委員会」を発足させました。これには、青少年健全育成連絡協議会や老人会などの協力がありました。最終的には羽曳野市では14小学校区単位で様々な活動がされています。

さらに、平成7年の阪神淡路大震災の救援活動の経験を契機として、平常時から 援護を必要とする人を支援する日常的なネットワークづくりが、緊急時に大きな力を発 揮するという確信をもち、社会福祉協議会の主導でそれぞれの機関や団体が連携を 図れるようなネットワーク化を推進しました(小地域ネットワーク活動)。

このネットワーク活動に在宅介護支援センターや市保健センターなどの公的機関、地域の医療関係などの専門職を加え、より一層密な連絡網を確立し、高齢者等が地域で安心して暮らせるようにする目的で「ふれあいネット雅び」が発足しました(今後は救急・消防署とも連携を強めていく予定)。

「ふれあいネット雅び」の活動では、老人の孤独死をなくすなど、高齢者等のセーフティネットを確立する目的で「見守り」を中心に、専門機関への迅速な連絡網の確立をめざしています。頻繁に会議が開かれ連絡をし合っています。

また、健康意識の増加、健康状態の維持、介護の予防・重度化を防ぐ目的で、「ぬくもリハウス」、「高年生きがハサロン」が市によって整備されました。

このような現状から、以下のような課題・問題点が浮かび上がっています。

- ・自治会・町会ごとの取り組みに差がある。
- ・新規ボランティアの参入などの把握と連携が必要である。
- ・活動者の限定と後継者が不足している。

(2)めざされる姿

私たちが調べたところでは「ふれあいネット雅び」は、うまく活用されれば十分なシステムといえます。そのためには、行政はよりこのシステムが活用されるように広報などにつとめる必要があると思います。そして、継続発展出来るかどうかは市民の協力が必要となります。

そのためには、市民一人一人のモラルの向上や意識改革が必要です。市民全員の参加がなければ、解決には至りません。市民と行政が役割分担を明確にし、きめ細やかなサービスの提供がおこなわれることが必要です。

そして、「ふれあいネット雅び」から見えてくる特定のテーマに基づく既存の市民活動団体と行政の協働形態のめざされる姿としては、「行政による協働の仕組みづくり」と「市民の積極的な参加」があげられます。

「行政による協働の仕組みづくり」とは、既存の市民活動団体に散見されるような活動に問題を抱えたり、また新たな問題に対応するには十分な能力や余裕がないという状況を改善し、市民活動団体を活性化させる必要がある場合、行政が主導して活性化と協働の仕組みを提供していく必要があるということです。その場合、行政は補助金などの財政面での活性化だけではなく、様々な活動団体を巻き込み、有機的なつながりが可能となる環境を創りだすことも必要となります。

また、「市民の積極的な参加」とは、このような協働形態において、仕組みや制度も必要ですが、市民が自らの責任と役割を自覚し、様々な問題解決に向けて主体的に関わっていくことが重要ということです。

「ふれあいネット雅び」は、既存の市民活動団体との協働において問題となっている事柄を行政主導で既存組織などを有機的に結びつけながら、克服しようとしている例です。また、羽曳野市ではこのような問題に対して、市民と公的機関が先導した例もあります。その一つが「子育てサロン」の実践です。

2. 子育てサロン

子育ては、従来、教育の範囲と考えられていましたが、羽曳野市では他市に先駆けて、福祉分野とも連携しながら、子育ての当事者同士が、ふれあい、仲間づくりをするための仕組みがつくられています。

羽曳野市における「子育でサロン」は、仲間をつくり、互いに支え合うことで保護者の悩みを軽減あるいは解消して、楽しみながら子育でができるようにする活動です。サロンには親子で気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりしたり、子育での情報交換などをすることができます。

この活動は、社会福祉協議会、地域のボランティアや民生委員児童委員協議会の主任児童委員・児童福祉部会や校区福祉委員会等と、行政とが連携することで支えられています。様々な運営主体があり、ボランティアのみの場合もありますが、校区福祉委員会や子育て支援センターが中心となることもあります。会場も、公民館や集会所などの公共施設である場合もありますが、保育園や幼稚園の一室を使用することもあります。そして、これらの活動の情報は市の広報等に掲載されたり、行政の窓口でも手に入れることができます。このような意味で、「子育てサロン」の活動は、既存の市民活動団体の連合体と行政の新しい協働の形態でもあるといえます。

既存の市民活動団体は主に一つのテーマに対して一つのアプローチ方法を持って活動することが多く、行政との協働も単一の手法に限定されがちでした。例えば、児童問題に対しては、教育(学)的視点に立つという方法が最善と考えられていました。しかし、問題や個人の価値観が多様化すると、従来までの協働の形態では十分に市民のニーズを満たすことができません。そこで、多様な人びとや団体と協働することによって、ある問題に対して多様なアプローチ方法をもって当たることが必要とされるようになったのです。

さらに、このような協働の形態は、そのテーマに対してだけ意味を持つのではなく、他のテーマに関してもよい影響を与える可能性を持っています。例えば、「子育てサロン」は子育でをしている保護者のための活動ではあるのですが、実はそこで活動している保育士の人にも影響を与えています。通常、保育園などには決まった乳幼児しか来ませんが、子育でサロンでは全く知らない乳幼児が来ることがあります。そのような状況

において、保育士としてあるいは同じ地域に暮らす者として、または、たまたま出会った人間として何をすべきなのか、という日頃はあまり考えることがないことを考えさせられます。このようなきっかけは、保育士として、地域に暮らす人としてのスキルアップにつながっていくのではないでしょうか。それゆえ、このような協働形態を別のテーマにおいても試みられることが必要と考えます。

. 既存の市民活動(団体)の連合体と行政の協働形態

~ 教育における市民活動と行政の協働を事例に~

既存の市民活動の連合体と行政の協働は次のような特徴を持っています。

- ・団体の規模が小学校区などの地域あるいは全市域を網羅するほど大きいので、協動して活動する範囲は広範である。
- ・地域で活動する団体がその構成メンバーとなっているため、具体的で実態的な ニーズをくみ取ることができる。
- ・団体が組織化されている場合が多いため、協働は安定的である。
- ・ひとつのテーマに対して組織された連合体である場合が多いため、協働の内容の 専門性が高い。

このような性質を持った協働の事例として、「校区青少年健全育成連絡協議会(育成協)」をあげることができます。私たちは、この協働の現状と問題点、そしてめざされる姿について考えました。

1.校区青少年健全育成連絡協議会(育成協)

羽曳野市においては、約20年前、青少年指導員の働きかけで、14の小学校区の各団体(区長会・保護司・民生委員・少年補導員・PTA・青少年指導員・子ども会・校園長・婦人会・更生保護婦人会・体育指導委員など)が構成員となり、「校区青少年健全育成連絡協議会(以下、育成協)」が結成され、活動が継続されてきました。

(1)現状と問題点

子どもをめぐる社会状況は、この1年をみてもさらに厳しく、悲惨な事件に巻き込まれる例が、後を絶ちません。その度に、家庭の問題やそれを支える地域のあり方が、話題となっています。

そのなかで、「育成協」は様々な活動をおこなっています。教育講演会に取り組む育成協は多く、校区ふれあいまつり、運動会やキャンプ等に加えて、地域の人たちと共催で、もちつき、盆踊り、伝承あそび等の多彩なとりくみをおこなっています。さらに、車いす体験等様々な工夫がみられます(表参照)。

表 各校区青少年健全育成連絡協議会

小学校区(設立年月)	主な活動(平成 13 年度)	構成団体
古市(S.59.9)	子ども会納涼大会	区長会、保護司、民生委員、少年補導
д ір (біббіб)	ふれあいまつり、子どもひろば、いきいき子	
	どもらんど、子ども映画会、講演会	長、婦人会、老人会、更生保護婦人会、
		他
古市南(S.57.4)	ふれあい健康まつり、ふれあい健康ウォー	区長会、保護司、民生委員、少年補導
	キング、講演会	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、体育指導委員、他
駒ヶ谷(S.59.5)	ふれあいまつり	区長会、保護司、民生委員、少年補導
		員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、更生保護婦人会、母子福祉
		会、他
西浦(\$.59.3)	キャンプ、運動会、講演会	区長会、保護司、民生委員、少年補導
		員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
中自 (0.50.40)	体流士会 こわまいコースニノバル ソフト	長、婦人会、体育指導委員、他
白鳥(S.59.10)	納涼大会、ふれあいフェスティバル、ソフト ボール大会など	
		員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園 長、婦人会、他
	ふれあいフェスティバル、ソフトボール大	区長会、保護司、民生委員、少年補導
31 支 が且(3.57.11)	会、講演会	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、更生保護婦人会、他
埴生(S.59.10)	ふれあいまつり、ワークショップ	区長会、保護司、民生委員、少年補導
五工(0.00.10)	33,400,000	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、体育指導委員、他
埴生南(S.59.2)	ふれあいまつり、河中フェスティバル	区長会、保護司、民生委員、少年補導
		員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、更生保護婦人会、他
丹比(S.56.4)	丹比っ子の集い、河中フェスティバル、ふ	区長会、保護司、民生委員、少年補導
	れあいスポーツ大会	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、更生保護婦人会、体育指導
		委員、他
高鷲(S.59.7)	子ども会キャンプ、ふれあいまつり、子ども	
	会合同スポーツ、もちつき	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
		長、婦人会、更生保護婦人会、他
高鷲北(S.57.7)	盆踊りふれあいまつり、伝承あそび(地域	区長会、保護司、民生委員、少年補導
	の人たちと)、コンサート	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
<u> </u>		長、婦人会、更生保護婦人会、他
高鷲南(S.59.9)	ふれあいスポーツ大会、ふれあいの集い	区長会、保護司、民生委員、少年補導
	(車いす体験)、講演会	員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園 長、婦人会、更生保護婦人会、他
事 4 → # (0 50 7)	 高鷲子どもまつり、ふれあいもちつき大	
恵我之荘(S.59.7)	高鴬子ともまりり、かれめいもちりさ人 会、子育てを考える集い	区長会、保護司、民生委員、少年補導 員、PTA、青少年指導員、子ども会、校園
	女、丁月してちんる未り	
		長、婦人会、更生保護婦人会、他

「育成協」の活動がさらに活性化されていくためには、この活動をもっと市民に知らせ、行政や構成団体が、多くの市民の知恵と経験が生かせるように働きかけをしていく必要があります。

また、20 年間の社会状況の大きな変化に伴い、核家族化がすすみ、生活も大きく変化し、子どもたちの遊び空間も少なくなり、子育てや教育に対する不安が増大しています。少子高齢化が進行する中で、単身者世帯が増加し、全世帯の3割を占める時代を迎えて、子どもは社会全体で見守り、子どもを持つ家庭だけに負担がかかる現状を克服する必要があります。

さらに、学校教育も大きく変わり、基礎学力の不安もある中で、市民の、とりわけシルバーエイジ(高齢者)の力を活用して、補完していく事も考えられます。元来、わが国では子どもたちを温かく育んできた歴史があります。先人の経験に学び、今に生きる人たちで原点を見つめなおし、関係機関と協力しあって子どもたちが豊かに育つ環境や、教育環境を整える必要があると思われます。

(2)めざされる姿

市民と行政が協働して、最近の少年非行・少年犯罪や、ひきこもり、不登校の問題、また、子育て不安などに対応することも迫られています。

そのために、子育て、教育に関わりのある人たちだけでなく、多くの市民の様々な経験を生かして、家庭教育の悩みなども気軽に相談できる場を行政と一緒に、専門家の参加も得て作っていく必要があります。

また、地域教育をすすめていくため、学校等の公共施設を拠点とした活動を市民がその運営に関わりながら作っていければ、地域の教育力の復活のきっかけづくりになるものと思います。

地域の活性化のために、社会を形成している一人一人の大人の自覚が必要で、市民が市民による市民のための活動をつくるため、市民と行政は、それぞれ役割を果たしながら、対等の立場で交流する事が必要と思われます。

教育は、すべての子どもたちが生き生きと育つよう、次世代育成支援対策の法律にもあるように希望を託す活動として、市民も生涯学習の一環ととらえ、進めていきたいものです。

このような姿を既存の市民活動団体の連合体と行政の協働によって実現していくには、「行政が環境づくりをしながら、多様な人びとや市民活動団体が参加する」、「公共施設を有効に利用していく」ことがめざされています。

,地縁自治組織と行政の協働形態

~ 『自治会・町会』『消防団』『自警団』における市民活動と行政の協働を事例に~

自治会・町会に代表される地縁自治組織は、形骸化しているとよく言われます。しかし、地方分権やまちへの愛着に根ざしたまちづくりを考えた場合、これらの地域組織を活性化させることは必要です。

その一方で、地縁自治組織が岐路に立たされているのも事実です。例えば、加入率の低下があげられます。羽曳野市ではまだ高い加入率(約 85%)を保っていますが、やはり低落傾向にあります。

また、役員など組織を運営する人が固定化され、高齢化してしまう傾向が近年顕著になってきています。これらの問題の解決は、地縁自治組織を活性化させるためには、避けて通ることができない点です。

そこで、近未来に発生が確実視されている南海・東南海地震を念頭に置いた「防災」や「防犯」問題について調査し、考えることを通じて、地縁自治組織によって担われる市民活動の問題点やこの活動を通じてどのような協働の姿がめざされるかについて考えていきます。

(1)現状と問題点

簡単にまとめると、次のようになります。

- ・市民の防災意識はあまり高いとはいえない。そのため、市民の対応策は不十分である。
- ・行政や公共機関(警察、消防を含む)内部での連携が不十分である。

次に、現状と問題点について市民活動と行政にわけてまとめてみました。

1. 現状について

<u>A. 市民活動</u>

自治会・町会での防災意識や防火対策のレベルは低く、地域防災や家庭内防災がほとんど出来ていません。地域社会での生活上必要な「共生意識」や「互助精神」が希薄になっており、地縁自治活動そのものが十分機能しているとは言い難い状況になっています。

「自警団」が羽曳野市ではおよそ22組織されています(平成16年2月末日現在)。 定期的な活動は歳末の防火巡回、夏祭りや盆踊りの防犯見回りですが、その他に 随時空き巣狙い等の注意喚起パトロールを行っています。

自治体の防災機関である「消防団」は羽曳野市に 18 分団あり、212 名で構成されています(平成 16 年2月末日現在)。活動の主目的は火災の防除と初期防火や水防活動です。

B. 行政

行政は、柏羽藤消防組合と連携して消防団の防火・水防訓練を新入団員訓練とあわせて適宜行っています。

市民に対しては「防災ハンドブック」を製作・配布し啓発活動に努めていますが、大規模地震を想定して住民も参加した避難・防災訓練はおこなわれていません。

2.課題・問題点について

A. 市民活動

現在の自治会・町会は年長者主体であったり、役員が抽選・輪番制であったりと、 地縁自治活動に対する無関心等のために、役員と地域住民との相互関係が薄れ ているのが実状です。

羽曳野市では、自治会・町会を市制施行当時から7地区(古市・高鷲・埴生・羽曳が丘・丹比・西浦・駒ヶ谷)に分けています。しかしながら小学校は随時増え、現在 14 の小学校が地域にあります。自治会・町会の区域割りと小学校区の区域割りが必ずしも一致していないため、自治会・町会活動に支障をきたしている場合があります。

B. 行政

市の防災方針や対策が地域住民まで浸透徹底していないと思われます。つまり、日頃の行政と地域自治活動者との連携不足、コミュニケーション不足があるといえます。

(2)めざされる姿

地域住民が自ら高い防災意識と行動を持って、地域自治会などの防災活動に積極的に協力参画し、行政と協働して、互助・安全・明朗・温和なまちづくりを行っていく必要があります。そのためには、まず自治会に防災担当役員を設置するよう、担当部署が働きかけ、防災関係部署などがこれらの担当役員と十分に連携をとることが求められます。

地域住民は行政や関係機関(警察署、防犯協会、消防署)と定例連絡会議を持つなど連携協力し、地域内で発生する犯罪行為を未然に防止し、また再発を防止して安心して住めるまちづくりを行っていく必要があります。

このような自治会・町会などの地縁自治組織と行政の協働のあり方から、協働形態としてめざされる姿は、「市民活動団体と行政の定期的で実質的な情報交換の場の設置」、「市民活動団体と行政が協力し合って市民の地域への愛着をつくり出すこと」があげられます。

◆コラム:ゴミ·糞害と自治会·町会◆

◇現状と課題

家庭から出るゴミ問題やペットの糞害は地域では大きな問題となってきています。しかし、これらの問題は、行政が規制をおこなったり罰則を設けたりすることはあまり適当ではありません。なぜならば、これらの問題は基本的にはマナーの問題であり、市民一人一人の心の持ち方次第という点が強いからです。このような個人の私的な考え方にまで行政が入り込むことは困難であるといえます。

そこで、地縁自治組織に期待がかかります。自分たちのまちをいかに清潔に保つか という視点に立つならば、地域で解決すべき問題としてゴミ問題やペットの糞害はとら えられるのです。では、現状はどのようになっているのでしょうか。

苦情を受けた個人が自治会・町会からいくら注意を喚起しても決められたルールやマナーを守らず、無視してゴミ処理や投棄をしたり、飼い主がペットの糞の後始末をしないことに地域住民は怒りと空しさを感じているのが実状です。

また、一般家庭用ゴミの分別排出がまだ周知徹底しておらず、資源リサイクルの促進啓蒙が必要だと思われます。これらの現状に対して、自治会・町会としての対策や協力の呼びかけは少ないのが現状です。

行政は市民に向けて、ゴミ処理問題に対する方針や現状報告、具体的なゴミ処理 方法のチラシの配布やホームページはありますが充分とはいえないかもしれません。また、ペットトイレの設置・収集は平成 15 年 3 月末をもって廃止されました。

◇めざされる姿

個々人が自らの生活を見直し、基本的にはゴミ排出量の軽減化と分別排出の徹底をしていく必要があります。

もちろん、市民と行政の協働によって、これらの問題を解決してくことも重要です。ただし、留意すべきことは、一部の人たちに負担を押しつけないようにしなければならないということです。そのためには、その人たちを含めた地域で活動する市民活動団体が地域全体の美化活動に取り組む必要があります。

しかし、市民活動としては個人のモラルやマナーにまでは踏み込めない限界のあることも十分承知しておかねばならないでしょう。

また、行政も家庭用ゴミや糞害を出さないような新たな対策が必要でしょう。例えば、 鳥や猫に荒らされないようポリペールの使用の義務づけなどが考えられます。さらに、 現在無制限に出されている一般家庭用ゴミも回収に制限を設けたり、有料化する等、 排出量の抑制策も必要となってくるでしょう。

これらの問題に対応するために自治会・町会は単に行政の意志を末端に伝える伝達機関でなく、もっと自主的に住民活動を主導して、絶えず住み良いまちをめざし活動する必要があります。

そのためには、現在の自治会・町会が変わる必要もあるでしょう。例えば、自治意識や帰属意識を皆が持つように自治会・町会が働きかけていくなどが考えられます。そして、行政はそれをおこなう環境づくりをする必要があります。

◆コラム:自然環境保全活動◆

◇現状

羽曳野市内の緑地、山林部分は概ね市東南部の山間部地域に集中し、平野部分には古墳、神社仏閣など歴史的な遺産を伴う緑地が相当数点在しています。このほか市域中央部には現在開発が進み市街化している羽曳野丘陵があり一部に残存緑地が存在しています。

市内最大河川の石川において水質の悪化が懸念されますが、飲料水としては、石川の伏流水を取水しており、良質な状態を保っています。河川本来の水辺環境における自然生態もごく一部存在していますが、河川公園として整備植栽された緑地も多くなっています。

羽曳野市においては環境 NPO が現在法人格取得の準備をしているといわれています。また、環境に関わる市民活動としては、例えば、南阪奈道路の一部トンネル化を働きかけた活動や、府との協働ワークショップを行っている石川河川公園自然ゾーンワークショップ(現・石川自然クラブ)などが存在しています。

しかし、一般に環境に関わる市民活動団体は市域内に多様な自然資源が存在するにもかかわらず、その活動は個別的で小規模です。そして、相互の連携・連絡も希薄です。

◇めざされる姿

まず、環境に関わる市民活動団体および環境に詳しい個人や専門家と行政との相互連絡体制を構築することが必要です。そのために、地域で環境保全に関わっている人びとや地域の各種組織を通じて羽曳野市全域の調査をおこない、自然資源および人的資源の確認をおこなうべきです。

それをもとに、市民活動団体や個人が行政と協働し、開発や町並み保全等について話し合い、あるいは様々な環境情報を相互に提供し合い、問題があれば協調してそれぞれの立場で解決をはかることが望ましいと考えます。

また、市民活動団体と行政が協働して自然環境学習を実施して、市民の環境に対する意識を高める必要があります。

さらに、はびきの市民大学の卒業者をはじめ環境に興味を持ち、活動を始めたいと考えている市民に対して、行政が中心となって様々な市民活動団体の紹介をおこなうことも大切です。

- .新しい市民活動(団体)と行政の協働形態
- ~ボランティア活動や NPO 法人における市民活動と行政の協働を事例に~

NPO は、1998 年の「特定非営利活動促進法」によって一定の法的地位を得ることができました。それは、組織として市民活動をおこなうことが社会的に認知されたことを意味しています。ここでは、NPO が抱える問題点やNPOを通じて実現されるであろう市民と行政の協働の形態についてまとめています。

(1)現状と問題点

NPO 法人と協働に関する情報不足・情報交換の不足、市民活動団体と行政の協働の仕組みが整備されていないので、市民活動と行政の協働のあり方が一部の人の認識にとどまっています。

内閣府「平成12年度市民活動団体等基本調査」によると、全国的にみて市民活動団体の財政規模は一番多い社会福祉系の半分が年間 10 万円未満ときわめて零細なものであり、小規模でサークル的な市民活動団体が多いようです。組織的にも未整備であることから団体を立ち上げた第1世代に続く人材の確保が困難な場合が多く、安定的なサービスの供給主体となっていません。

平成 16 年 2 月末までに全国では 17,163 の NPO 法人が認証され、その約 60%が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」をその活動目的に掲げていますが(内閣府特定非営利活動法人の活動分野についてのホームページ参照)、例えば介護保険の提供者になったものはまだ少ない状況です。

ボランティア活動の形も多様化しており、ボランティア活動の実態を把握するためには継続的で包括的な調査が必要です。

そして、各種の調査がしめしているとおり、ボランティア活動や NPO を活性化させる ためには新しい運営方法が必要な状況です。

(2)めざされる姿

例えば、市民活動の中心となるはずの自治会・町会組織や協議会組織が個別化しているために、その役割を十分に果たしていません。しかし、これらの市民活動は行政にはできない地域性・専門性・多彩性などの機能を持っています。まずは、これらの市民活動組織が個別化せず連携して市民活動が持つ機能を生かすことが必要となってきます。

そのためには市民活動団体は自らが持っている地域性・専門性・多彩性のある「シーズ」(活動内容)を地域と行政へ積極的に公開して、新しい公共サービスの分野で活動していく必要があるでしょう。

一方、行政は地域性・専門性・多彩性などの機能をもっている市民活動団体へ

「ニーズ」を公開して、公共サービスが提供できる市民活動団体を積極的に求めなければなりません。市民活動団体が公開する「シーズ」と行政が公開する「ニーズ」がマッチングすることで新しい協働がすすんでいくと考えます。

また、これから地方分権が進むと公共サービスにも地域格差が生じます。自分たちの地域社会は自らの手で築いて行かないと地域社会は衰退してしまいます。地域社会の活性化は地域の幅広い分野の市民が情報を提供するなど多様なテーマがあります。今までの仕組みにこだわらず、市民、市民活動団体、自治会・町会、行政が共に関わって、新しい条例や市民活動の仕組みをつくっていくことが望まれます。

第3部 羽曳野市を私たちが考えるめざされる姿にするためには 何をすればよいのか

. めざされる姿の実現のために

私たちが考える「羽曳野市のめざされる姿」

羽曳野市に暮らす人びとが、快適に暮らすことができ、市民活動に参加する市民がやりがいや達成感を得ることができるまちを、自立的な活動をおこなう市民や市民活動団体と行政とが協働してつくる。

このようなまちをつくるためには、市民と行政が責任と役割を「公平に」担うことが求められます。市民活動を通じて、市民はその責任と役割を果たすことができます。したがって、この活動が活発になることは、ただ単に市民活動団体だけの問題ではなく、市民にとっての、さらには市全体にとって重要な問題といえます。

もちろん、市民活動は市民が自立的におこなう活動ではあるのですが、この活動を立ち上げ、継続していくには、何らかの支援を必要とする場合が多いのです。なぜならば、市民活動は生計を立てるための活動ではなく、あくまで日常は異なる活動をしている市民が、自分たちの必要性からおこなう活動であるからです。

この活動の支援・促進には、さまざまなものが考えられます。例えば、活動をおこなう場所の確保や公的な機関からの補助金や民間団体からの助成金、寄付などでの資金の援助、またはこれらの活動を続ける支えとなるような市民からの心理的なサポートなどです。

第3部ではこの「めざされる姿」を実現するために必要と思われる環境や制度について、大きく「支援・促進の主体」、「支援・促進の形態」、「新しい仕組みづくり」という視点から整理しています。

市民活動の推進を考える場合、まず、「誰が」、「どのような」支援をおこなうのかということが重要となります。それが「支援・促進の主体」、「支援・促進の形態」という視点です。

従来は、市民活動をどのように推進をすべきかという判断は行政が中心になっておこなってきました。しかし、上記のようなまちをつくっていくためには、従来のやり方だけでは不十分といえるでしょう。どのような支援・促進のあり方があるのか、市民と行政による双方向の議論が必要となってきます。

したがって、これからの市民活動を支援・促進する主体として、ひとつは市民による 支援と、もうひとつは行政による支援・促進が考えられます。そして、この両者はそれぞ れ異なる役割や責任、そして能力を持っています。

さらに、どのように支援・促進するべきかという視点に立ってみると、直接的な支援・ 促進と間接的な支援・促進という分け方ができます。財政的な支援などの直接的な支援・促進策だけでなく、市民活動団体が活動を発展させていくことをめざす研修会を 行うなどの間接的な支援・促進策も必要となるでしょう。

これらの視点をもとに、羽曳野市における市民活動推進の仕組みづくりについて考えました。それが「新しい仕組みづくり」です。この仕組みでは、既存の市民活動団体の活性化、既存の市民活動の活用、市民活動団体同士の連携、市民と行政の関係の明確化が重要な点となります。

. 市民活動の支援・促進のあり方について

1. 市民活動の支援・促進の主体

(1) 市民は何をすべきか

市民活動の中心はあくまで市民の主体的な参加に支えられています。そこで、市民活動は一握りの市民による自己犠牲や負担を頼りにするわけにはいきません。

したがって、市民活動の支援・促進を考える前に、

- ①市民は自分でできることは自分でする
- ②市民による市民のための活動に主体的に関わることが重要となります。

この2つの項目は、住民自治を進めていく上で、基本的な姿勢です。そして、市民活動は住民自治を支える一つの方法です。したがって、市民活動を支援・促進するためには、まず市民の姿勢が重要となるのです。まさに「いかに市民自らが自分たちの手で自分たちの生活をつくっていくか」ということを自覚することが必要となってくるのです。

このような自覚を持つと、例えば、寄付をしたり、ボランティアとしてかかわるなど、財政的にも人的資源としても市民活動を支えることが重要であり、しかも自分のなすべきことであると思えるようになってくるはずです。

しかし、第1部で述べられているように、現在の羽曳野市での市民活動において、市民からのサポートは十分であるとはいえません。市民活動は、市民による市民のための自主的な活動です。したがって、その活動が市民によって支えられることは理想です。それゆえ、市民によるサポートがない市民活動は真の意味での市民活動と呼ぶことは出来ません。そうさせないためにも、市民によるサポートが必要なのです。

市民からのサポートが得られない理由はいくつか考えられます。例えば、信用・信頼の問題かもしれませんし、活動参加への敷居の高さに由来しているかもしれません。

そのなかでも重要なことは市民の市民活動に対する認識の問題です。市民活動があるということを知らなければ、サポートのしようもありません。したがって、市民が市民活動について十分に情報をもってもらったり、理解してもらったりすることが、市民からサポートを得るためには重要なのです。市民活動の存在が知られて、初めてサポートという次の段階が見えてくるのです。

したがって、市民によるサポートを得るためには

③市民活動団体が自分たちの活動に関する情報を市民へ積極的に発信することが必要となります。

その方針は「アカウンタビリティ(説明責任)の原則により、市民活動団体自体が市民に対して情報を積極的に開示していく」ことです。

そして、そのために必要な方策として例えば、

- ・市民活動団体が地域や施設にあるさまざまな掲示板などを活用する
- ・会報やニュースレター、パンフレットなどの発行物をつくるなどが考えられます。

もちろんこの場合、「知らせる」ことと「わかる」ことの間にはギャップがあります。そしてさらに、「わかる」ことと「サポートする」こととの間にはもっと大きなギャップがあることを理解しておかなければなりません。よって、ただ単に情報を公開するだけではなく、活動紹介をいろいろな場面で行っていかなければなりません。

(2) 行政は何をすべきか

行政は、従来、住民自治の環境整備に努めてきました。しかし、行政の特徴により、市民活動という多様な活動に対して十分に対応することができない側面もあります。そのために市民活動をおこなう上で、さまざまな障害になることもありました。さらに、行政は公平性や均一性の保持から、多様な市民活動を個別に支援することは困難を伴います。しかし、活動の公益性を認識し「個別」に対応する必要があります。

なぜならば、市民活動の利点はその個別性にあります。個々人や集団の些細ではあるかもしれないが、満たされる必要があるニーズや、大局的な視点からはこぼれ落ちてしまうようなニーズを満たすことは市民活動が得意とする分野です。

しかし、市民にとって市民活動があまり知られていないように、行政にとっても市民活動はよくわからない存在といえます。それは市民活動団体が十分に情報を提供していないというだけでなく、行政側にも問題があるように思われます。つまり、「市民活動は厄介なもの」、「市民活動は信用できない」などという否定的な先入観をいだいてしまっているかもしれないのです。したがって、このような先入観を払拭したうえで、行政による市民活動の促進・支援を確立するためには、行政には市民活動の性質や特徴、そしてその能力を理解してもらう必要があるのです。

そのために、

④市民活動に関する理解を深める ことが重要です。

その際の方針は、「市民活動を対等なパートナーとして見なす」ということです。

そしてそのためには方策として例えば、

- ・職員向け研修会などを開催する
- ・ボランティア休暇制度の設立など職員が市民活動に参加しやすい環境をつくる
- ·市民活動団体との人材交流をおこなう などです。

また、行政は組織的に市民活動を促進・支援していく必要があります。そのために、 ⑤市民活動の対応のために行政部署の一本化あるいは新設をおこなう 必要があります。

なぜならば、現在のような部署単位での市民活動支援では、個別のテーマについては促進・支援は可能かもしれませんが、他部署にまたがる市民活動の促進・支援はできないからです。市民活動は、あるテーマについて活動していますが、それは活動するにつれ、広がりをもってきます。例えば、高齢者のケアに関わる活動をしている団体は、主に福祉関係部署と関係を持つことになるでしょう。しかし、そのケアの一環として小学生との交流などをはじめると、教育関係部署に相談する必要が生じます。そして、その度ごとにこの団体はそれぞれ違った部署にはじめから経緯を説明し、一から相談しなくてはならなくなります。

このようなことは、団体にとって大変負担であり、活動を広げていく上で大きな障害となります。このような行政部署の一本化の方針は、「市民活動を組織として一体で促進・支援していく」ということです。

そのための方策として例えば、

- ・市民活動団体の「困りごと」全般を担当する部署を統合、あるいは新設する
- ·市民活動団体を市民や市民活動団体に紹介する部署を統合、あるいは新設するなどが考えられます。

さらに、単に部署を一本化あるいは新設するだけでは、十分とはいえません。担当 部署が中心となり全庁的および長期的に促進・支援策に取り組んでこそ、一本化ある いは新設の意味があるのです。

また、このような新しい組織を十分に機能させるためには、 ⑥市民活動団体と行政が連絡・議論する機会を常設化する ことも必要です。

その方針は、「市民活動団体と行政がお互いの現状や問題点を把握する」ということです。

そしてその方策としては、

- ・市民活動団体との懇談会を開催し、広報などで市民にも広く参加を呼びかける
- ・市民活動団体からの意見を聞く「意見箱」をつくる などがあります。

市民活動の促進・支援には情報発信の充実は欠かせません。しかし、市民活動団体側から見るならば、情報発信は財政的にも能力的にもかなりの負担です。財政的に見るならば、印刷機器の所有、各種消耗品の購入など大きな負担です。そして、市民や他の市民活動団体にわかりやすく説明をおこなう印刷物などの情報媒体をつくるには、専門的な知識を必要とします。

したがって、行政はこのような市民活動団体が抱える問題を解決するために、 ⑦市民活動団体による情報発信の支援をおこなう ことが必要なのです。

その際の方針は、「できるだけ多くの人びとがアクセスしやすい情報を発信する環境をつくる」ということです。

そのための方策として例えば、

- ・行政に登録した市民活動団体に対して一定の印刷機器使用の便宜をはかる
- ・情報発信のための講習会を開催する
- ·インターネットを通じた情報発信のためにサーバーの開設·管理などをおこなうなどがあります。

そして、このような行政による組織的な市民活動の促進・支援が、継続的におこなわれていくことが重要となります。1回かぎり、あるいは当面の促進・支援では羽曳野市に市民活動は根づいていかないでしょう。活動の促進・支援には長期的な視点が必要となってくるのです。

そのためには、

⑧市民活動を推進する条例を制定することが必要となります。

条例などの制定を通じて、長期的な促進・支援をおこなう姿勢が明確になります。それによって、行政内部における市民活動の促進・支援の方針が確定するだけではなく、市民も市民活動への注目を高めるでしょう。もちろん、市民活動団体にとって行政の姿勢がはっきりすることは、安心して活動を展開させる上でも重要です。

例えば、この条例の中では次のような事項が位置づけられる必要があります。

- ・羽曳野市における市民活動推進の意義について
- ・市民活動推進の目標
- ·補助金や業務委託のあり方についてなどです。

2. 市民活動の支援・促進の形態

(1) 直接的な支援

市民活動団体が活動を継続する上で、アンケート結果でもあらわれているとおり活動場所と資金は重要なものです。しかし、この2つの条件は多くの市民活動団体にとって確保することが困難なものでもあります。

したがって、市民活動団体を直接的に支援・促進するためには、 ⑨行政が中心となって公共施設の有効利用をさらに促進する ことが必要となります。

この際の方針は「市民活動団体の利便性を基礎とする」ということです。つまり、公共施設の管理運営の責任は行政がもっているのですが、その運用に関してはそれらの施設を利用する団体の意向をできるだけくみ取る努力が必要となるのです。

その具体的な方策として例えば、

- ・利用者にアンケートなどをとる
- ・運営会議などに市民活動団体も参加する
- ・働いている人などが利用しやすいように利用時間のさらなる延長をおこなう
- ・学校などの休日開放などをおこない、もっと利用しやすくする
- ·活動のために使う会場費の減免をおこなう などがあります。

活動における財政的な支援も不可欠です。羽曳野市で活動する市民活動団体の多くは財政規模が小さく、一定の財政的支援を必要としています。

しかし、従来のような形式での財政支援は、行政の財政状況だけでなく、市民活動団体の自立性の点からいっても適切でない部分もあります。行政にとっても、市民活動団体にとっても必要最低限の財政支援にとどめるべきなのです。それによって、創意工夫や業務の効率化が図られ、余剰資金はさらなる活動にまわされる可能性も生みます。

したがって、市民活動団体を財政的に促進・支援するためには、

⑩従来の補助金制度や業務委託のあり方などの見直しを含め財政的支援の仕組 みを考える

ことが重要となります。

この際の方針は、「補助金や業務委託の現状をわかりやすく市民に説明する」ということです。このような説明により、市民や市民活動団体は、行政の財政支援の状況を知ることができ、より適切な判断を下すことができるようになるはずです。

そのための方策としては、

- ・補助金の状況を公表する
- ・補助金がどのように活かされてきたかの監査を行う
- ・一定の期間で補助金の見直しをおこなう
- ·団体ではなく、個別の活動に対して市民活動団体からの提案書にもとづいて補助 金などを出す

などが考えられます。

(2) 間接的な支援

市民活動を継続していく上で、重要な要素としてアンケートでは「組織運営」と「人材育成」があげられていました。これらは、市民活動団体の活動そのものの目的ではないため、活動の初期の段階ではそれほど問題とされません。しかし、活動が継続し、いるいろな広がりをもち、また活動の上でさまざまな問題にであう場合には、必要となってくるものです。このような間接的な要素は団体内部では十分に満たすことができないので、外部からの支援が必要となります。

したがって、市民活動を間接的に支援・促進するためには、

①市民活動団体や行政が市民活動の運営に関する研修会をおこなうことが必要となります。

この際の方針は、「行政は市民活動団体がその活動に専念できるように環境を整備する」ということです。

そして、そのための方策として例えば、

- ·行政が中心となって団体の運営方法についての研修会を開く
- ·行政が中心となって活動のレベルアップのための研修会を開く
- ·活動が軌道に乗るまでの間、行政や大きな市民活動団体が事務局機能のサポートをおこなう
- ·行政が補助金·助成金などの募集情報の提供や申請書類の作成指導をおこなう
- ・活動のスキルアップや組織運営の研修をおこなう等、市民活動団体を支援する中間支援団体を行政が育成する などがあります。

ただし、このような市民活動団体が組織上の課題の克服をめざすさまざまな方策をおこなうことは、いわば一時的な支援であるといえます。市民活動団体は自らの力で活動を企画・運営・維持していかなければなりません。上記の方策はそのようになるための助走段階における支援に他なりません。

市民活動団体がさらに飛躍していくためには、組織的な整備も必要ですが、団体同士の交流も重要となってきます。

団体の活動は単独では自ずと限界にぶつかります。それを行政や各種機関など外部からの支援に頼るのではなく、団体同士の相互扶助によって乗り越えていくことのほうが、自立的な市民活動という点から望ましいといえるでしょう。

しかし、活動に専念していてはなかなか他の市民活動団体と交流することは難しいことがよくあります。または、いつも同じ団体とだけ交流して結局は行き詰まってしまうこともあります。それゆえ、交流のきっかけは行政などの外部から与えられたほうが、より効果的であると考えます。

また、行政も自らの立場からだけで市民活動を見ていては、一方的な見方になって

しまう危険があります。機会を設けて、市民活動団体の視点から活動を見るのも、市民活動の促進・支援にとっては有意義であると考えます。

したがって、

①市民活動団体と行政や市民活動団体同士で人材交流をおこなう機会を設けることが重要となります。

この際の方針は、「できるだけ(活動内容・規模など)多様な交流ができるような場を 設定する」ということです。

そのための方策として例えば、

- ・定期的に市民活動団体が集まる機会を行政が設ける
- ・行政が団体に関するデータベースをつくり、誰でもアクセスできるようにする
- ·行政が市民活動団体からのインターンなどを受け入れるなどが考えられます。

3. 支援・促進の新しい仕組みづくり

(1) 既存の市民活動団体の活性化

羽曳野市では、いままで多くの市民活動団体による活動がおこなわれてきました。これらの活動はいままで十分な成果を上げてきました。したがって、これらの活動をさらに広げていくことは、市民と行政のさらなる協働に向けて重要なことです。

しかし、これらの活動は、第2部でも示しましたように人材不足、市民の地域意識の低下(地域への愛着の減退など)、それに伴う活動のマンネリ化、参加者の減少などの問題を抱えています。

このような問題に対応するためにまず必要なことは、既存の市民活動団体がもっている「敷居の高さ」を取り除くことでしょう。現在の市民活動団体の多くでは参加者の高齢化が問題となっています。

したがって、

⑬若年世代が市民活動に参加しやすくなる仕組みを、市民活動団体と行政がとも に考える

ことが重要となります。

その際の方針は、「できるだけ多くの若い世代に活動へ参加してもらう」ということです。

具体的な方策として例えば、

・子育てサロンなどを通じて、若年世代に市民活動への親しみを持ってもらう

·できるだけ多くの世代が関われるようなイベントや活動を行政や市民活動団体が考える

などが考えられます。

人材不足は、若年世代に限られたものではありません。全国的に見ても、いわゆる働き盛りと呼ばれる世代は市民活動にあまり関心がないといわれます。しかし、それは関心がないというよりもむしろ、活動に参加する余裕がない、あるいは参加することによるメリットを感じないということではないでしょうか。

したがって、この世代には若年者とは異なる考え方をしなければならないでしょう。

そのために、

⑭40~50 歳代の勤労者が市民活動に参加しやすくなる仕組みを、市民活動団体と行政がともに考える

ことが重要となります。

その際の方針は、「働いている人びとも市民活動に参加したいと思わせる仕組みを考える」ということです。

そのための方策として例えば、

- ・勤労者が参加しやすいように、活動の曜日や時間をときどき変える
- ・自治会の役員や団体の担当者の責任や負担を減らしたり分散させたりすることで 気軽に参加できる雰囲気をつくる
- ・市民活動などへ参加することに対する顕彰などを企業等におこなうよう働きかける などがあります。

(2) 新しい市民活動団体の形成

いままで、14 の提案をおこなってきましたが、これらの提案が実現されたとしても、羽曳野市における市民活動は十分に推進されるか疑問です。なぜなら、一つ一つの団体が個別に活動をし、個別に問題に突き当たり、行政が個別にそれらの問題に対応することは、結局、市民活動を推進させるどころか、逆に衰退させてしまいかねないからです。

社会の問題が複雑化し、個人の価値観が多様になってきた現代において、このような個別の対応ではなく、それぞれの市民活動が横につながり、連携しあうことが必要となります。さらに、行政もそのような連携によって力を得た活動を促進することで、羽曳野市における市民と行政の協働をさらにすすめることができます。そして結果として、自立した市民がやりがいを感じられるまちを創りあげることができると考えます。

その際、市民活動が地域に根ざしたものである必要もあります。羽曳野市では小学校区をもとにした地域が市民活動を推進する上で、最適であると考えられます。

ただし、このような組織を市民活動団体が率先しておこなうには、多大なる時間と労力を要します。もちろん、市民活動団体自身がこのような組織をつくりあげることができればそれを優先すべきですが、もし地域によってそれが難しい場合は、行政がその組織化をサポートあるいは主導する必要があります。

また、羽曳野市全体の市民活動を促進するためには、これらの小学校区における連携組織が互いに連絡を取り合い、情報交換などを緊密に取り合う必要があります。そのなかで、組織同士の協力関係も生まれ、さらなる市民活動の活性化が行われると予想されます。

そのためには、

⑤市民活動を推進する新しい市民活動団体((仮称)「市民活動推進センター」)を 14 小学校区にそれぞれ市民活動団体や行政が設置する ことが必要となります。

例えば、この「市民活動推進センター」には以下のような「機能」と「拠点としての働き」が考えられます。

〔機能〕

- ・市民活動団体同士の交流を促進する機会をつくる
- ・市民活動団体同士の交流を促進するために情報の集約と発信をおこなう
- ・市民活動団体が安定的に活動できるように事務的な補助をおこなう
- ・市民活動推進センター同士の情報交換ができるように、定期的で常設の連絡会を 設ける
- ·羽曳野市全体の市民活動を維持·発展させるために、連絡会と行政が羽曳野市 全体の市民活動に関する情報の共有、問題に対する議論をおこなうための協議 会を設置する
- ・市民と行政との協働の適切なあり方を創造し、維持するために行政に意見を述べ たり、支援策のチェックをおこなう

など

〔拠点としての働き〕

- ・推進センターとしての機能を安定・向上させるために公共施設などに事務局を置く
- ·事務局には情報の集約や活動の相談などに応じられるように、毎日誰かがいるよう にしておく

など

この市民活動を推進する新しい組織については、さまざまな設置の仕方が考えられます。それは、設置される地域 (小学校区)の特徴、そこでの市民活動の状況、行政との協働の形態などによって変わって〈ると考えられます。例えば、地域によっては青少年健全育成連絡協議会 (育成協)を母体とすることで可能になるかもしれません。また、自治会・町会などの地縁組織をその母体とすることが最適である地域があるかもしれません (既存の市民活動 (団体)の活用)。さらに、場合によっては NPO などの組織にその組織化をまかせることができる地域があるかもしれません。

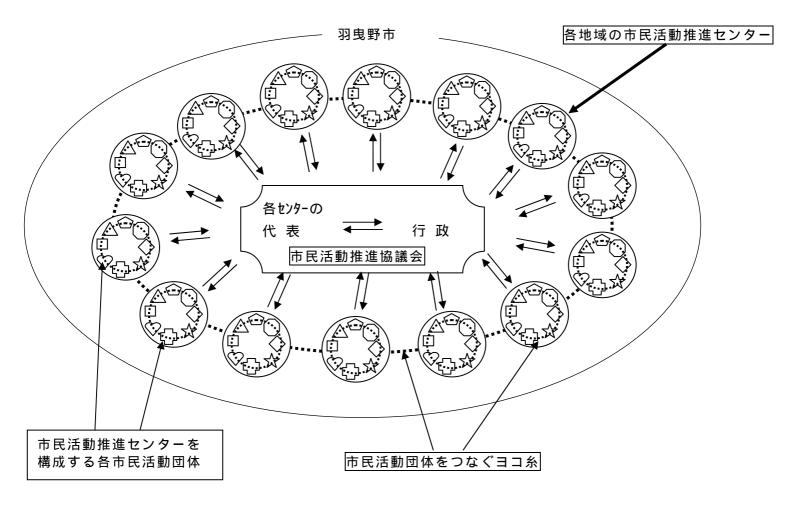
それぞれの市民活動推進センターは、各地区(校区)に根ざした活動をさまざまな分野に渡っておこなうための連絡調整や情報の集約と発信をおこないます(市民活動団体同士の連携)。そして、推進センター間の調整、情報の集約などは、市民活動に関する行政の担当部署と各センターが集まってつくられる連絡協議会((仮称)「市民活動推進協議会」)がおこなうこととします。その主たる担当は、行政における一本化されたあるいは新設された部署がおこなうことになります(市民と行政の関係の明確化)。

このようなセンターを組織化・運営していく場合、それぞれの地域の市民活動団体が平等にそして包括的に組織化され、民主的な運営がなされていくことが肝要です。そのような組織のもとでそれぞれの活動が活性化されていくならば、結果として、市民と行政の協働が促進され、快適で、やりがいや達成感を得られるまちをつくることができると考えます。

そして、この組織のイメージは以下のような図になります。一つの大きな円は羽曳野市域を表しています。そこにある 14 の小さな円は各小学校区をあわしています。それぞれの小円には、いくつかの団体が属しています。団体は、まちづくりや福祉、環境や教育などテーマやメンバーは様々です。共通するのはその地域で活動しているということです。

これらの市民活動推進センターに属する団体は、相互に交流などを行い、その地域のまちづくりに向けて協働します(図中の点線)。さらに、各センターからは代表者が市民活動推進協議会に送られます。この中では各代表者と行政(市民活動担当部署)が情報交換や議論を行い、羽曳野市全体での市民活動について考えます。そして、各センターは代表者などを通じて、市民活動推進協議会と意見交換などをおこないます(図中の矢印)。つまり、各小学校区での市民活動推進センターを中核として、市民活動を活性化させ、市民活動推進協議会によって全市的な情報の集約と整合性を図ります。

図 市民活動推進センターと市民活動推進協議会



おわりに

私たち羽曳野市民活動推進検討会議は、1年以上の議論を重ね、本提言書を作成しました。今回は 27 名の委員のうち2名の学識経験者を除く 25 名が公募によって選ばれるという珍しい形式で行われました。

そのため、私たちはこの会議を通じて、協働することの難しさと協働によって得るものの大きさを経験しました。異なる価値観や意見を持つ人びとと、共通の目標に向かってどのように議論をし、協力していくのかという問題に直面しました。その一方で、互いの知恵や情報を交換し、新しい交流が生まれ、各委員の活動が広がっていきました。そのような意味でこの会議自体が協働の実験場だったかもしれません。

本提言書を作成する上で、委員それぞれが羽曳野市をもっとよくしたいという熱意をもとに各自の市民活動に対する意見をたたかわせました。もちろん委員の人数の関係などで提言の内容はある程度限定的であるかもしれませんが、本提言書には他市町村などの提言にはないユニークさにあふれて、強い思いが込められています。

とりわけ、議論の中で話題に上ったのは、「市民の認識」と「支援・促進の制度化」でした。前者は、市民の意識改革を訴えるもので、提言にはそぐわないものかもしれません。しかし、協働の目的である快適なまちづくりには不可欠だと考え、あえて提言しています(第3部 -1-(1) 市民は何をすべきか、を参照)。

後者の支援の制度化は、具体的な提言の中核をなすものです。協働は市民活動団体と行政との対等性が保障されなければ成立しません。その対等性を保障する仕組みこそが支援の制度化なのです。

支援・促進の制度化には「組織的支援の確立」という側面と「市民活動団体の相互交流の確立」という側面があります。

組織的支援の確立とは、行政による支援があるテーマや団体に限ったものではなく、 あらゆる市民活動全体を支援・促進するために必要であると考えたことです。具体的に は、市民活動の担当部署の設立・一本化や行政とコンスタントな交流、そして条例の 制定です(第3部 -1-(2) 行政は何をすべきか、を参照)。

また、市民活動団体の相互交流の確立とは、市民活動を促進・支援していくためには市民活動団体を「横に結ぶ」必要があるということを意味しています。つまり、市民活動が持っている知恵と資源を持ち寄ることで、さらなる活動の広がりが期待できるということです。そのために、新たな組織が必要となります。それが各小学校区におかれる「(仮称)市民活動推進センター」とセンター間の情報集約や行政との意見交換の場である「(仮称)市民活動推進協議会」です(第3部 -3-(2) 新しい市民活動団体の形成、を参照)。

今後、この提言書の内容が市政に反映されるとしても、さまざまな新たな課題が生じるでしょう。そのような意味で、この提言書は市民活動の推進と市民と行政の協働に向けての「第一歩」に過ぎません。したがって、この提言が、市民活動の推進と市民と行政の協働を通じての羽曳野市における快適なまちづくりのための道標になることを心から願っています。

提言作成を終えて

関 嘉寛 座長

市民活動の推進と市民と行政の協働というテーマは現代において避けては通れないものです。にもかかわらず、未だに答えが見つかっていません。この会議を通じて、委員のみなさんの市民活動に対する思いと羽曳野市や地域への愛着の強さを実感しました。このテーマを解く手がかりが見えたような気がしました。提言書にある通り、これはまちづくりに向けての協働の第一歩です。委員のみなさんの思いが詰まったこの提言が是非、実りあるものとして生かされていくことを望みます。

最後になりますが、委員のみなさん、事務局のみなさん、ほか様々な支援をくださったみなさん、 大変ご迷惑とお手数をおかけいたしましたが、おかげで満足いく提言書が完成いたしました。心より 感謝いたします。

渥美 公秀 副座長

提言は、委員の皆様が、わがまち羽曳野を良くしていこうという思いで練り上げたものです。どうかこの提言を「自分たちのこと」として、受けとめてください。提言には、「市民」という言葉がたくさん出てきます。この言葉を、ご自分の名前と置き換えて読んでみてください。委員の皆様の思いが届くようにと願っております。

山本 由佳子 座長サポートスタッフ

自分自身の NPO での活動や市議会議員のもとでのインターンシップの経験などから、行政と市民がもっとうまく協働していけないものかという問題意識を抱き、縁あってこの会議に議事録係として参加させていただきました。参加された皆さんの真剣な議論やその根底にある想い、先が見えない中で懸命にひとつのものを作り上げていこうとされる姿を見て私自身非常に刺激をうけました。有難うございました。

赤井 賢一 委員

未知の街での取組、困難、ご苦労を思い、感謝しております。よく纏めて下さいました。

続いて雅びの街に相応しいユニークなアイデアに富んだどこの市町村にもない結婚相談所(営利紹介ではない、カウンセリングルーム、結婚講座をもつ)で結婚の意義、大事さ、夫婦観、家庭形成(胎の実のミラクル)、育児、人生観について確かな理念に基づくアドバイスをする。結婚率、出生率のアップ、若年者の定着、元気な街を願いつつ一言。

井上 克美 委員

生まれてからずっと羽曳野市で暮らしていて、自分たちが暮らす地域を魅力あるものにするための議論を市民の間でしたいと思っていました。そうした中で今回、市民活動推進検討会議でこれからの羽曳野における市民活動のあり方の議論に参加させていただいたことは貴重な経験でした。しかし、この提言はゴールではなくこれをスタートとして今後どのように提言を生かしていくかが大切だと思います。この提言がキックオフです。

岩崎 和弘 委員

市民活動が目的なのか、市民活動と行政の協働が最終目的なのか、キーワードなされていなかったので、草案まとめに大変苦労された事と思います。検討会議の課題がパターンの多様化で市民活動の内容によっては地域住民独自で出来る活動もあり、行政との協働が必要な時もあると思う。

そこで、今後提言草案が採用された時、活動実践するにあたっても、今行政は地域住民に何を必要とし、何を求めているのか。又協働の領域問題(支援促進する主体組織のあり方、支援促進する活動内容の対象)の区別を充分に説明発表してもらいたい思いです。

反省のことばとして 市民活動と協働について提言草案を点数評価するなれば、予算(数字)的草案問題であれば答が明確に出来るが、パターン多様化の提言草案問題であるので、検討会議の進め方によっては積極的な答もあり又消極的な答もありで自分としては満足度の評価値が一定しない事が反省点の1つです。

柏樹 實 委員

長いようで短い1年間でした。多様な意見を纏めて文章化する作業は、部会の時間と場所のセットを含め、予想以上に手間取りましたが、その割に満足すべき成果を得られなかったのは残念でした。しかし関座長のお力で何とか批評に耐えられるものに仕上げて頂き厚く御礼申し上げます。後は気長に実現化を見守るばかりです。

岸和田 かおり 委員

一年前、この会議をどのように進めていけばいいのかもわからず、この会議の難しさに直面し、不安に感じたのを思い出します。それぞれに持ち寄った話を膨らませながら、何回も部会を重ねました。話し合う中で教わる事や気づく事も多く、本当に勉強になりました。熱く語る委員の皆さんにも影響を受けて、私自身も羽曳野で育っていく子ども達への願いや夢がさらに深くなりました。1年間ありがとうございました。皆様、本当にお疲れさまでした。

立石 修一 委員

浅学非才の私には、とても叶わない素晴らしい考えと知恵を持った市民仲間達と力を併せ、羽曳野市長への提言作成が出来た事を何よりも嬉しく思う。

幾度かの検討会議を重ねるに伴い、私自身、市民活動に参画した充実感を深く味合う事が出来た。 そんな素晴らしい仲間達との提言作成内容に自信を持ち、我々市民としての主張に加え、同時に市 民として自助、自立の責任を強く感じる。

塚 誠 委員

少子化と高齢化社会が進むなかで、羽曳野市民がどのような形で市民活動に参加し推進すれば、羽曳野市のめざされる姿になるか検討し提言できたと思います。この提言により羽曳野市民が共通理解のもと全員参加による市民活動を期待します。

教育に関し一言、家庭は子供を育てるところ、学校は勉強をするところ、と思います。

寺田 紀子 委員

日ごろ、子育て支援や、公民館の活動にかかわっていて、市民にとって自主的な活動について考えることがあったので、この度の機会に恵まれて、行政との関係についても、考えることができて大変よかったと思いました。何よりもこの会議に出会えた委員の方々と、市民活動について忌憚なく、意見交換できたこと、座長、副座長の貴重なお話も伺えたことが、とてもよい経験となりました。これからの活動におおいに生かしていこうとおもいます。しかしながら、市民活動の推進としては、これからも継続したものが、なんらかの形で必要なのではないかとも考えます。今後は行政の方々が、この会議をどう生かされるか、期待します。

西田 政弘 委員

仮称「市民活動推進センター」を各小学校区で設置することの提言が大きな成果だったと思います。この提言を実現するためには今後継続して市民と行政が一つひとつの課題を協議すること、つまり、市民と行政との協働を実践しましょう。

早川 亮 委員

就職が決まり、仕事の都合でフェードアウトする事となり申し訳ございません。いろんな方から話をお聞きし、今私たちが出来ることは何だろうかと考えました。しかし、明確な答えはありません。新しいルール作りに参加したのではないので当たり前ですが・・・。優しい心を忘れず暮らして生きたいです。

福田 裕 委員

委員さん達の多様な個性に触合えた事は貴重な体験です。色々な問題も発生しましたが、成果品提出まで座長さん・事務局の皆さんには大変お疲れ様でした。当該会議を通じて羽曳野市には各分野での才能を持った人材が多い事に驚かされました。

風呂谷 幸蔵 委員

人権を基調にしたまちづくりを、市民活動と行政の協働で推進していくことが、柱になると思います。今回の経験を地域の活動に生かしたいと思います。

推進検討会議をなんらかの形で継続することが、必要であると思います。

委員・事務局の皆様、ご苦労様でした。

細見 克 委員

羽曳野市民のより住みやすい環境作り、より心の豊かさの追求のために何かできる事はないかと思い委員に応募したが、反対に自己の無知を認識し、委員や事務局の方々の発言に教わり、結局、自分自身のみに役立つ結果になった事に無念さが残る。

けれども、委員会で得た事を活かして2月より「古代史教室」を開講した。共に学ぶ人を募り、郷土愛意識を高め、少しでもよりよい豊かさのために尽くしていきたいと思っている。

村上 周郎 委員

羽曳野市は町村のより集めで、田園とニュータウンの混在した町で工業、商業には見るべきものは少ない。今後の10年に予想される少子高齢化、学力の低下、治安防災への関わりかた等は、早く市民の提言をうけて、工程表を委員会で作るとともに、実施主体をNPOも含めて早期に立ち上げる事が大切で、提言の実現を委員会が監視、フォローする体制をつくる必要がある。

コミュニティ内の雇用、経済の活性化は言うまでもないが、他人まかせ、でなく行政の行動範囲として、CB(コミュニティビジネス)の立ち上げに重点指向を期待したい。

市民会議の提言が「継続は力也」で実現され、継続する事をサポートしたいと思う。

吉村 邦夫 委員

これからのよりよいまちづくりのためには、市と市民が役割を分担しつつ、協働していかねばなりません。そのことを改めて認識しました。「提言」の次は「実行」です。やるべきことを早急に決めてスケジュール化し、市と市民が一緒になって力強く前進させましょう。

安尾 ヒトミ 委員

安尾委員におかれては、誠に残念なことに途中で急逝されました。この場を借りて、あらためてご 冥福を心よりお祈り致します。 付録

羽曳野市「市民活動」団体実態調査

調査実施の要領

1.調査の背景と目的

羽曳野市においても近年、市民活動と行政の協働が注目を集めるようになってきた。そのような背景から、市民活動の推進のあり方や市民活動と行政の協働をすすめる環境づくりに対する提言をおこなう「羽曳野市民活動推進検討会議」が平成 15 年3月に、羽曳野市より委嘱を受け設置された。

この会議の設置目的である提言作成のためには、羽曳野市における市民活動の実態を把握することが不可欠であったが、羽曳野市における市民活動の実態については必ずしも十分に把握されていない状況にあった。

そこで、会議では「アンケート部会」をつくり、羽曳野市における市民活動団体の概要および問題点、他団体や行政との関係、そして今後の活動について把握することを目的として調査をおこなった。

2.主な調査項目

- ・団体の概要:活動年数・活動範囲・活動場所・財源・収支など
- ・団体の問題点
- ・他の団体や行政との関係:現状・行政からの支援状況など
- ・今後の活動:必要施設・行政との関係など

3.調查対象団体

今回調査対象とした市民活動団体は、次のような基準に基づいている。

市民が自主的、自立的に、不特定かつ多数の人のために、継続的に社会貢献活動をおこなっている団体。ただし、営利を目的とする活動や政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的としている団体は除く。

統括団体(連合会・協議会)が存在する各種地域組織(子ども会や婦人会など)。ただし、自治会・町会とその連合会は除く。

一般に、市民活動団体には、地縁性の高い各種地域組織を含めない場合が多い。しかし、羽曳野市においてこれら各種地域組織がまちづくりに果たしてきた役割を鑑みた場合、市民活動団体の一部と位置づけたほうが、より羽曳野市における市民活動の現状を把握できると考えた。そのため、今回の調査には各種地域組織を含めている。

4.調査の方法と項目

(1)設計

調査設計(調査対象団体の選定・アンケート項目の決定・調査期間など)は、羽曳野市民活動推進検討会議アンケート部会がおこなった。また、同会議事務局は、アンケート部会が選定した調査対象団体に基づき市として把握している調査対象団体リストを作成するとともに、随時設計作業に加わった。

(2)方法

郵送調査法

(3)調査の期間

平成 15 年 11 月 12 日~同 12 月1日

(4)回収の結果

調査団体数 262 団体 回答団体数 162 団体 回答率 61.8%

5. 本調査報告書を見る際の注意事項

調査結果の構成比率は集計結果の小数点第2位以下を四捨五入したため、合計が 100%とならない場合もある。

アンケートの結果分析

A 団体の概要

A - 1 団体

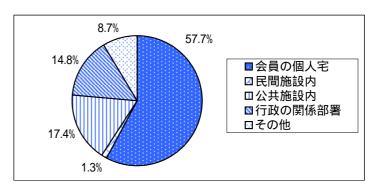
事務局(連絡先)の場所

『会員の個人宅』が最も多く、過半数を超えている(57.7%)。本調査では、各種地域組織や連合会なども調査対象としているため、『公共施設内』(17.4%)、『行政の関係部署』(14.8%)が多くなっている。

事務局(連絡先)の場所	団体数
1.会員の個人宅	86
2.民間施設内	2
3.公共施設内	26
4.行政の関係部署	22
5. その他	13



(その他の回答内容:保育園・小学校など)



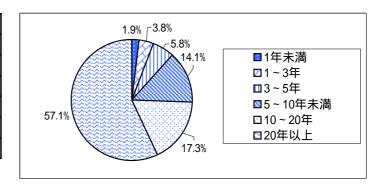
A-2 団体の活動年数

団体ができて何年ぐらいになりますか。

『20年以上』が最も多く(57.1%)、ついで『10~20年』(17.3%)、『5~10年未満』(14.1%)となっている。本調査では活動年数が比較的長い各種地域組織が調査対象団体となっているため、活動年数が長い団体が多くなっている。

活動年数	団体数
1.1年未満	3
2.1~3年	6
3.3~5年	9
4.5~10年未満	22
5 . 10~20年	27
6.20年以上	89

有効回答数 156団体



A-3 会員数

現在の会員数(概数)についてお答え下さい。

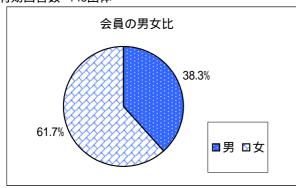
会員数では女性が62%と男性を大き〈上回っている。年齢では70歳代以上が最も多〈(26.0%)、ついで60歳代(22.8%)が続〈。これは羽曳野市における市民活動が高齢者によって担われていることを示している。また、子ども会など比較的若い年代が参加する市民活動団体が調査対象となっているため、20歳代以下(19.2%)の年齢も多〈なっている。

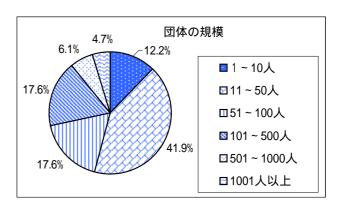
団体の規模は平均で225名であるが、50人以下の小規模な団体が54.1%を占めている。したがって、数多く小規模団体とわずかな大規模団体という構成になっていることがわかる。

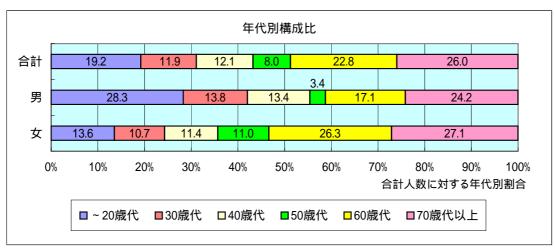
年	代		~ 20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合計人数
		男	1,390	676	657	165	840	1,187	4,915
		女	1,074	851	902	868	2,082	2,145	7,922
		合 計	2,464	1,527	1,559	1,033	2,922	3,332	12,837

団体の規模	1~10人	11~50人	51~100人	101~500人	501~1000人	1001人以上
団体数	18	62	26	26	9	7

有効回答数 148団体





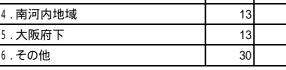


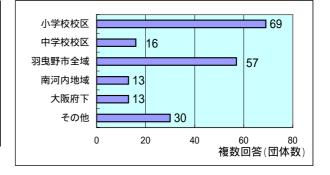
A - 4 活動範囲

主たる活動範囲(地域)についてお答え下さい。

『小学校校区』を活動範囲とする団体が最も多く(43.1%)、ついで『羽曳野市全域』と答えた団体が多くなって いる(35.6%)。これは、地域に密着した活動をしている団体と地域を問わず広範囲に活動している団体とに分 かれていることを示している。

団体の活動範囲	団体数	割合(%)
1. 小学校校区	69	43.1
2.中学校校区	16	10.0
3.羽曳野市全域	57	35.6
4.南河内地域	13	8.1
5.大阪府下	13	8.1
6.その他	30	18.8





有効回答数 160団体

(その他の回答内容:町会・自治会、施設内など)

A-5 活動場所

貴団体・グループが主に活動している施設はどこですか。

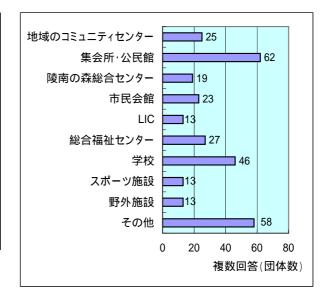
『集会所・公民館』が最も多く(40%)、ついで『学校』(29.7%)となっている。また、『総合福祉センター』(17.4%)、 『地域のコミュニティセンター』(16.1%)、『市民会館』(14.8%)、『陵南の森総合センター』(12.3%)がほぼ同じ割 合で並んでいる。これらの施設は、すべて公共施設である。すなわち、ほとんどの市民活動団体が公共施設 を利用して活動しているといえる。

活動施設	団体数	割合(%)
1. 地域のコミュニティセンター	25	16.1
2.集会所·公民館	62	40.0
3. 陵南の森総合センター	19	12.3
4.市民会館	23	14.8
5 . LIC	13	8.4
6.総合福祉センター	27	17.4
7.学校	46	29.7
8.スポーツ施設	13	8.4
9.野外施設	13	8.4
10 . その他	58	37.4



有効回答団体に対する割合

(その他の回答内容:民間福祉施設、青少年センターなど)



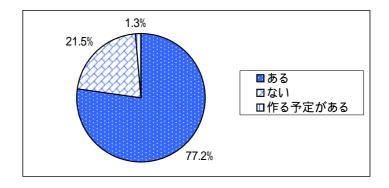
A-6 会則及び規則

会則および規則についてお答えください。

ほとんどの団体(77.2%)で会則を持っている。すなわち、多くの市民活動団体は組織的な活動を行う基礎的な 条件を整えているといえる。

会則および規則の有無	団体数
1.ある	122
2.ない	34
3.つくる予定がある	2

有効回答数 158団体



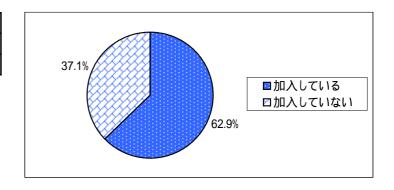
A - 7 保険(ボランティア保険等)への加入

|保険(ボランティア保険等)に加入していますか。

ボランティア保険などに加入している団体は過半数を越えている。しかし、活動における危機管理を考えると まだまだ低いレベルにある。

加入の有無	団体数
1.加入している	100
2.加入していない	59

有効回答数 159団体



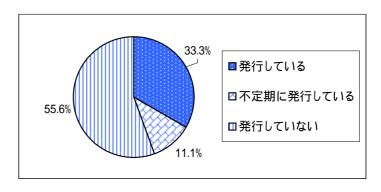
A-8 機関誌または会報の発行

機関誌または会報を発行していますか。

市民活動団体が行う情報発信の中でもっとも基本となるものである機関誌あるいは会報の発行は、『発行していない』団体が過半数を越えている(55.6%)。

発行の有無	団体数
1.発行している	51
2.不定期に発行している	17
3.発行していない	85

有効回答数 153団体



A - 9 活動分野

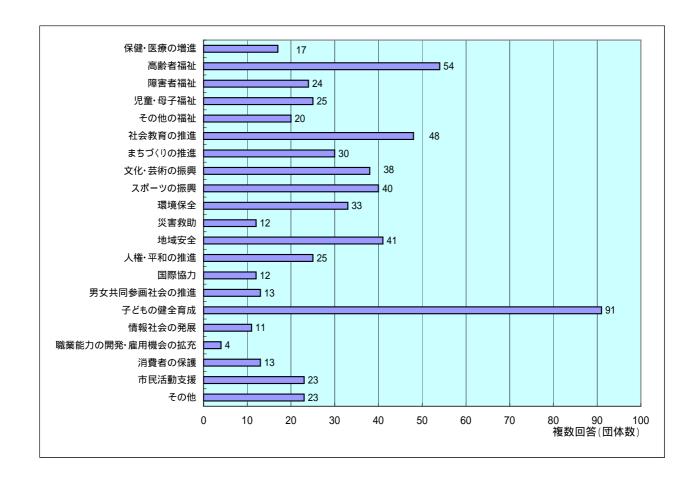
主として取り組まれている分野の 印(1つ)を記入してください。取組んでいる活動分野 すべてに 印(複数回答可)をお願いします。

本調査において回答してきた団体の活動分野としては、子供会や青少年健全育成連絡協議会などの『子どもの健全育成』が最も多かった(56.5%)。内閣府の調査(平成12年度「市民活動団体等基本調査」)では、保健・医療・福祉に関わる団体が最も多くなっていたが、本調査では質問項目を細分化したため、それとは異なる結果となった。しかし、本調査の質問項目を、内閣府の調査項目に合致させてみたならば、140団体(87.0%)が保健・医療・福祉に関わっていた。また、保健・医療・福祉以外では、『社会教育の推進』(29.8%)、『地域安全』(25.5%)、『スポーツの振興』(24.8%)、『文化・芸術の振興』(23.6%)が多かった。

活動分野	団体数	団体数	+ 団体数	割合(%)
1.保健・医療の増進	2	15	17	10.6
2.高齢者福祉	14	40	54	33.5
3.障害者福祉	6	18	24	14.9
4. 児童·母子福祉	1	24	25	15.5
5.その他の福祉	1	19	20	12.4
6.社会教育の推進	3	45	48	29.8
7.まちづくりの推進	4	26	30	18.6
8.文化・芸術の振興	2	36	38	23.6
9.スポーツの振興	2	38	40	24.8
10.環境保全	1	32	33	20.5
11. 災害救助	0	12	12	7.5
12. 地域安全	2	39	41	25.5
13. 人権・平和の推進	2	23	25	15.5
14. 国際協力	0	12	12	7.5
15.男女共同参画社会の推進	2	11	13	8.1
16 . 子どもの健全育成	37	54	91	56.5
17.情報社会の発展	0	11	11	6.8
18. 職業能力の開発・雇用機会の拡充	0	4	4	2.5
19.消費者の保護	1	12	13	8.1
20. 市民活動の支援	1	22	23	14.3
21 . その他	9	14	23	14.3

有効回答数 161団体

有効回答団体に対する割合 (その他の回答内容:農業振興など)



A-10 活動内容

| 貴団体・グループの昨年1年間における主な活動内容についてお答えください。

本設問については、回答方法に統一性がな〈集計が困難であったため、調査結果からは省いています。

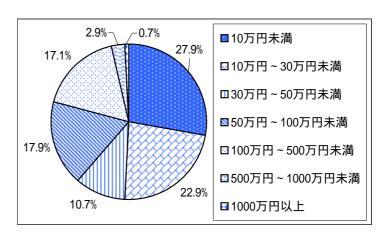
A - 11 財政規模

昨年1年間の活動費用はいくらですか。

年間の活動費用30万円未満の団体がほぼ半数をしめる。その一方で、100万円以上の団体は20.7%ある。 したがって、多数の小規模団体と、ある程度の中規模団体が存在していることがわかる。

活動費用	団体数
1.10万円未満	39
2.10万円~30万円未満	32
3.30万円~50万円未満	15
4.50万円~100万円未満	25
5.100万円~500万円未満	24
6.500万円~1000万円未満	4
7.1000万円以上	1

有効回答数 140団体



A-12 昨年1年間の財源(収入源)内訳

昨年1年間の財源(収入源)の内訳を割合でお答えください。

『会費』(30.3%)と『行政からの補助金』(20.6%)が主たる収入源である。『寄付金』(9.4%)、『民間からの助成金』(7.8%)はまだあまり多くはない。

財源(収入源)	有効回答 団体数	平均値(%)
会費	144	30.3
自主事業収入	144	10.3
民間からの助成金	143	7.8
行政からの補助金	143	20.6
寄付金	144	9.4
その他	144	14.3

財源(収入源)全体を100とし、有効回答団体の内訳の平均値を割合で示した。

A-13 昨年1年間の支出内訳

昨年1年間の活動費用の内訳を割合でお答えください。

団体がテーマとして掲げる活動をおこなうための『事業費』が過半数を越えている。最も少ないのは、『人件費』 (4.8%)であった。

活動費用	有効回答 団体数	平均值
事業費	138	50.2
人件費	138	4.8
事務費	138	5.5
通信·交通費	137	10.1
備品費	137	5.6
その他	138	13.8

活動費用全体を100とし、有効回答団体の内訳の平均値を割合で示した。

B 団体の問題点

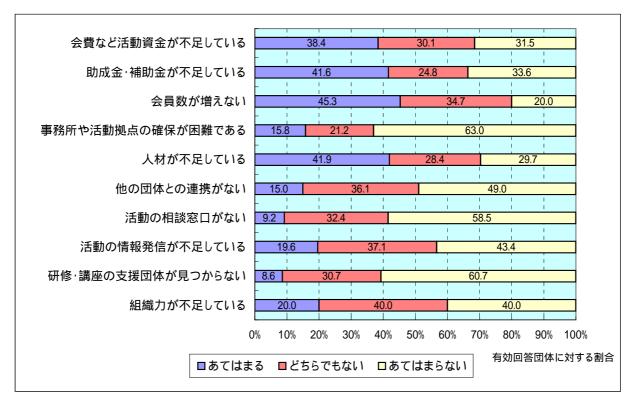
B-1 問題点

現在の貴団体・グループの活動において、 から の項目について「A - あてはまる」 「B - どちらでもない」「C - あてはまらない」のいずれかに 印を記入してください。

『会員数が増えない』(45.3%)、『助成金・補助金が不足している』(41.6%)、『人材が不足している』(41.9%)、『会費など活動資金が不足している』(38.4%)があてはまるものとして、多くの団体であげられている。

【団体数】

	あてはまる	どちらでもない	あてはまらない
会費など活動資金が不足している	56	44	46
助成金・補助金が不足している	62	37	50
会員数が増えない	68	52	30
事務所や活動拠点の確保が困難である	23	31	92
人材が不足している	62	42	44
他の団体との連携がない	22	53	72
活動の相談窓口がない	13	46	83
活動の情報発信が不足している	28	53	62
研修・講座の支援団体が見つからない	12	43	85
組織力が不足している	29	58	58

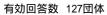


B-2 最も問題と感じている項目

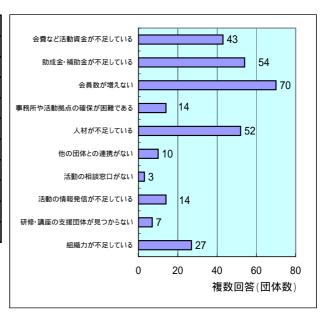
上記の から の項目について、貴団体・グループが最も問題と感じている項目の番号を記入してください。(3つ以内)

B-1とほぼ同じ結果であるが、『会員数が増えない』が他よりも問題としてとらえられている。また、『組織力が不足している』ことをより重要な問題としてとらえている団体が多い。

	度数	割合(%)
会費など活動資金が不足している	43	33.9
助成金・補助金が不足している	54	42.5
会員数が増えない	70	55.1
事務所や活動拠点の確保が困難である	14	11.0
人材が不足している	52	40.9
他の団体との連携がない	10	7.9
活動の相談窓口がない	3	2.4
活動の情報発信が不足している	14	11.0
研修・講座の支援団体が見つからない	7	5.5
組織力が不足している	27	21.3



有効回答団体に対する割合



B-3 具体的な問題点(B-1に該当する内容以外のものを抜粋)

上記B - 2の項目を含めて、貴団体・グループが抱える具体的な問題点をご自由にお書きください。

B - 1に該当する内容以外のものを抜粋、修正して記載 活動対象の確保が難しい

- ・当会の活動をご理解いただき、事業を依頼していただける市町村がなかなか確保できない。
- ·作った介護用品を使ってもらえる人などを教えてほしい。

活動場所の確保が難しい

- ・野外活動が中心の団体だが、市内に残念ながらキャンプが可能な場所がない。
- 活動拠点となるフィールドがない。

団体内の相互連携がうまくいかない

- ・クラブ数が大変多いですが、生涯学習の意義が今一つ理解されておらず、各クラブが個別になって しまい生涯学習をおこなう仲間としての相互協力等が希薄になっているように思います。
- ・人数増加に伴う意志統一の難化。

連合組織と地域組織との関係

・一年ごとに役員交替するので、活動の内容がわからないうちに終わってしまい羽曳野市全体の団体に所属していて色んな行事に参加させていただいて得た知識が地域の団体に反映できていない。また役員との交流が少ないので会員としての意識がない。

役員が見つからない

- ・役員の選出についても難航している。
- ・役員のなり手がなく、役員の選任に苦慮している。

若い世代の人材確保が難しい

- ・若手の会員を募集中です。
- ·20才、30才代の若年世代の入会がない。役員になり時間が拘束されるのを、いやがられて、勧誘しても入会してもらえない。

市民意識の問題

- ・ボランティアがなかなか見つからない。
- ・ボランティア活動の意識の低下。

C 他の団体·行政との関係

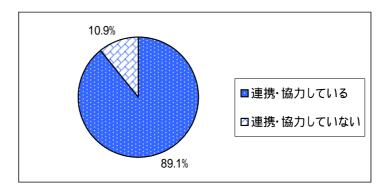
C-1 他の団体との連携・協力

他の団体と連携・協力して活動していますか。 されている場合、 該当する団体について 印を記入してください。

ほとんどの団体が他の団体と連携・協力している。

連携・協力の有無	団体数
1.連携・協力している	131
2.連携・協力していない	16

有効回答数 147団体



連携・協力している場合の相手

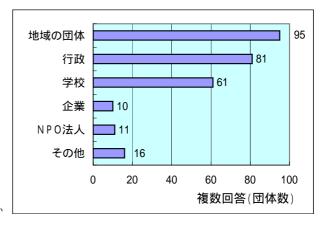
『地域の団体』と『行政』が連携・協力の主な相手であるが、『学校』も多くなっている。

連携・協力の相手	団体数	割合(%)
1. 地域の団体	95	70.9
2.行政	81	60.4
3 . 学校	61	45.5
4.企業	10	7.5
5.NPO法人	11	8.2
6 . その他	16	11.9

有効回答数 134団体

有効回答団体に対する割合

(その他の回答内容:ボランティアセンター、ボランティア連絡会、 幼稚園など)



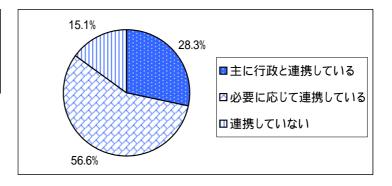
C-2 行政との関係

貴団体・グループの活動は行政とどのような関係にありますか。

『主に行政と連携している』と『必要に応じて連携している』をあわせた『連携をしている団体』は84.9%となる。 ほとんどの団体が行政と連携をしていることがわかる。

行政との関係	団体数
1.主に行政と連携している	43
2.必要に応じて連携している	86
3.連携していない	23

有効回答数 152団体



C-3 行政からの支援

|貴団体·グループは行政からどのような支援を受けていますか。(複数回答可)

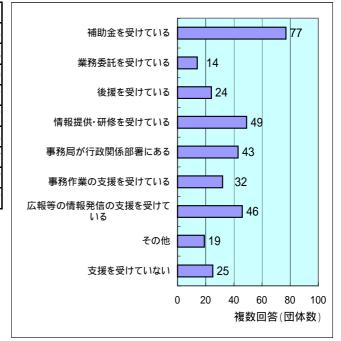
『補助金を受けている』が一番多く、過半数を超える。『情報提供・研修を受けている』、『広報等の情報発信の支援を受けている』、『事務局が行政関係部署にある』がおよそ30%で続いている。

行政からの支援内容	団体数	割合(%)
1.補助金を受けている	77	51.3
2.業務委託を受けている	14	9.3
3.後援を受けている	24	16.0
4.情報提供・研修を受けている	49	32.7
5.事務局が行政関係部署にある	43	28.7
6.事務作業の支援を受けている	32	21.3
7. 広報等の情報発信の支援を受けている	46	30.7
8. その他	19	12.7
9.支援を受けていない	25	16.7

有効回答数 150団体

有効回答団体に対する割合

(その他の回答内容:活動時の場所の提供および便宜、 ボランティア保険の補助など)



D 今後の活動について

D-1 必要とする施設・拠点

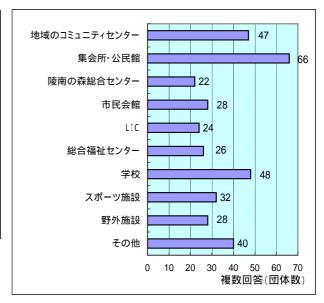
|今後、貴団体・グループとして必要とする施設や拠点はなんですか。(複数回答可)

身近な施設である『集会所・公民館』が最も多く(46.8%)、ついで『学校』(34.0%)、『地域のコミュニティセンター』 (33.3%) が続いている。

必要とする施設や拠点	団体数	割合(%)
1. 地域のコミュニティセンター	47	33.3
2.集会所·公民館	66	46.8
3. 陵南の森総合センター	22	15.6
4.市民会館	28	19.9
5.LIC	24	17.0
6.総合福祉センター	26	18.4
7. 学校	48	34.0
8.スポーツ施設	32	22.7
9.野外施設	28	19.9
10 . その他	40	28.4



有効回答団体に対する割合 (その他の回答内容:幼稚園など)



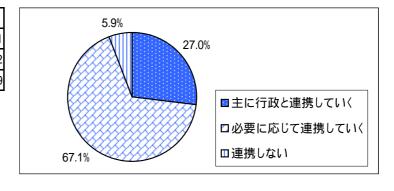
D-2 今後の行政との関係

|今後、貴団体・グループは行政とどのように関係していきたいですか。

『必要に応じて連携していく』(67.1%)と『主に行政と連携していく』(27.0%)をあわせた『連携を考えている団体』は94.1%となった。ほとんどの団体が何らかの形で、行政と連携していきたいと考えていることがわかる。

今後の行政との関係	団体数
1.主に行政と連携していく	41
2.必要に応じて連携していく	102
3.連携しない	9

有効回答数 152団体



D-3 市民活動と行政との協力·連携を進めるために、行政がすべき支援·基盤整備

市民活動の活性化や新しい時代の市民活動と行政との協力・連携を進めるために、行政はどのような支援や基盤整備を行う必要があるでしょうか。

特に必要と考えられるものに 印(3つまで)を記入してください。

『行政からの補助金の支援』が50%を超える。『団体・グループ同士の連携や交流の場の設定』(32.1%)、『団体・グループと行政の情報交換の場の設定』(28.5%)、『市民活動に関する講習会・研修会の開催』(27.7%)、

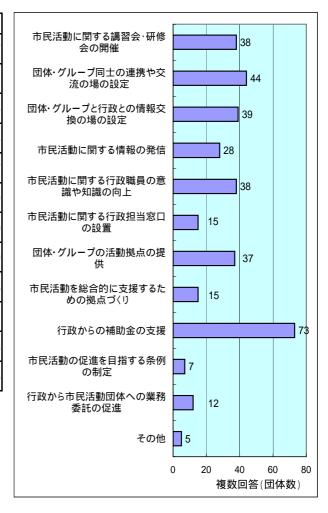
『市民活動に関する行政職員の意識や知識の向上』(27.7%)が30%前後で続いている。

行政がすべき支援・基盤整備内容	団体数	割合(%)
1.市民活動に関する講習会・研修 会の開催	38	27.7
2.団体・グループ同士の連携や交流の場の設定	44	32.1
3.団体・グループと行政との情報交換の場の設定	39	28.5
4.市民活動に関する情報の発信	28	20.4
5.市民活動に関する行政職員の意 識や知識の向上	38	27.7
6 . 市民活動に関する行政担当窓口 の設置	15	10.9
7.団体・グループの活動拠点の提供	37	27.0
8.市民活動を総合的に支援するための拠点づくり	15	10.9
9.行政からの補助金の支援	73	53.3
10.市民活動の促進をめざす条例の 制定	7	5.1
11.行政から市民活動団体への業務 委託の促進	12	8.8
12 . その他	5	3.6

有効回答数 137団体

有効回答団体に対する割合

(その他の回答内容:人材派遣、活動に用いる備品の貸出、 施設利用料の値下げなど)



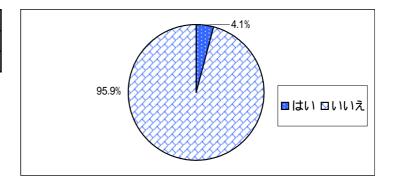
D-4 NPO法人格の取得

貴団体・グループはNPO法人格を取得していますか。

ほとんどの団体がNPO法人格を取得していない。

NPO法人格の取得の有無	団体数
1.はい	6
2.1111え	139

有効回答数 145団体

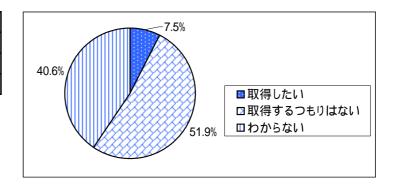


いいえの場合

『取得するつもりはない』と考える団体が過半数を超える。一方で、『取得したい』とする団体は10団体(7.5%) にとどまっている。

今後の予定	団体数
1.取得したい	10
2.取得するつもりはない	69
3.わからない	54

有効回答数 133団体



「市民活動」団体のみなさまへ

羽曳野市民活動推進検討会議 座長 関 嘉寛 (大阪大学大学院)

「市民活動」団体実態調査のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。

わたしたち羽曳野市民活動推進検討会議は平成 15 年 3 月に設置され、学識経験者を はじめ市民から公募された委員による 27 名で構成された会議です。

この会議は、羽曳野市における市民による自主的な活動としての「市民活動」を推進 する環境づくりに向けた提言を羽曳野市におこなうことを目的としています。

このため、市民活動団体を対象としてアンケート調査を実施し、自主的な市民活動団体の実態と課題やニーズを把握するとともに、今後の活動支援方策をこの会議で検討するための資料とさせていただきたいと思っております。

つきましては、ご多忙中誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただきまして、 ご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、アンケートに関するお問い合わせ などは下記の連絡先までお願いいたします。

貴団体・グループについては、行政担当課および羽曳野市社会福祉協議会からの情報をもとに送付させていただいております。このアンケート結果は、本会議資料以外には使用しませんので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

末筆ながら、貴団体・グループのますますのご発展をお祈りいたしております。

敬具

記

調査票

別紙のとおり

調査時点

平成15年10月1日における貴団体・グループの情報をご記入ください。

回答希望期限

平成 15 年 12 月 1日

同封しています返信用封筒をご使用のうえ、調査票を返送ください。 なお、FAX による回答も可能です。

アンケートに関するお問い合わせ

〒583 8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

羽曳野市民活動推進検討会議事務局

(羽曳野市市民人権部自治振興課)

TEL 0729 58 1111 (内線 1050・1060) FAX 0729 58 0397

アンケート調査票

A 団体の概要

貴団体・グループの概要についてお聞きします。あてはまる番号に 印を、または具体的にお書きください。

A-1 団 ·	体
---------	---

団 体 名 (グループ名)		代表者名
所 在 地 (連絡先)	₹	
TEL		FAX
E -mail		ホームへ゜ーシ゛ URL
事務局(連絡先 場所)တ	1. 会員の個人宅2. 民間施設内3. 公共施設内4. 行政の関係部署5. その他()

A-2 団体ができて何年ぐらいになりますか。

1. 1 年未満 2. 1~3 年 3. 3~5 年 4. 5~10 年未満 5. 10~20 年 6. 20 年以上

A-3 現在の会員数(概数)についてお答え下さい。

				-					
年 代	~ 20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上	計	合	計
男									
女									

A-4 主たる活動範囲(地域)についてお答え下さい。

1. 小学校校区	2. 中学校校区	3. 羽曳野市全域	4.南河内地域	5.大阪府下
6. その他 ()

A-5 貴団体・グループが主に活動している施設はどこですか。

1.	地域のコミュニティセンター	2.	集会所・公民館	3.	陵南の森総合センター
4.	市民会館	5.	LIC	6.	総合福祉センター
7.	学校	8.	スポーツ施設	9.	野外施設
10	. その他 ()

A-6 会則および規則についてお答え下さい。

1. ある 2. ない 3. つくる予定がある

A-7 保険(ボランティア保険等)に加入していますか。

1. 加入している

2. 加入していない

A-8 機関誌または会報を発行していますか。

1. 発行している (

回/年) 2. 不定期に発行している 3. 発行していない

A-9 主として取り組まれている分野に 印(1つ)を記入してください。取組んでいる活動分野すべ てに 印(複数回答可)をお願いします。

	中(1000mm·1000)。		
1	保健・医療の増進	12	地域安全
2	高齢者福祉	13	人権・平和の推進
3	障害者福祉	14	国際協力
4	児童・母子福祉	15	男女共同参画社会の推進
5	その他の福祉	16	子どもの健全育成
6	社会教育の推進	17	情報社会の発展
7	まちづくりの推進	18	職業能力の開発・雇用機会の拡充
8	文化・芸術の振興	19	消費者の保護
9	スポーツの振興	20	市民活動支援
10	環境保全	21	その他
11	災害救助		(

A-10 貴団体・グループの昨年1年間における主な活動内容についてお答え下さい。

•		10 XIII VIV VOICE THE CONTROL STREET COLOR COLOR COLOR												
			活	動	内	容		開	催	場	所	回数 / 年間	参加形態	参加人員
	1												主催・協力	名
	2												主催・協力	名
	3												主催・協力	名
	4												主催・協力	名
	5												主催・協力	名

A-11 昨年1年間の活動費用はいくらですか。

1. 10 万円未満

2. 10 万円~30 万円未満 3. 30 万円~50 万円未満

4. 50 万円~100 万円未満 5. 100 万円~500 万円未満 6. 500 万円~1000 万円未満

7. 1000 万円以上

A-12 昨年 1 年間の財源(収入源)の内訳を割合でお答えください。

会	費	自主収	事業 入	民間からの 助成金	行政からの 補助金	寄	付	金	そ	の	他	計
	%		%	%	%			%			%	100%

A-13 昨年 1 年間の活動費用の内訳を割合でお答えください。

事	業	費	人	件	費	事	務	費	通 交	信 通	· 費	備	品	費	そ	の	他	計
		%			%			%			%			%			%	1 0 0 %

B 団体の問題点

B-1 現在の貴団体・グループの活動において、 から の項目について「A - あてはまる」「B - どちらでもない」「C - あてはまらない」のいずれかに 印を記入して下さい。

会費など活動資金が不足している	Α	•	В		С
助成金・補助金が不足している	Α	•	В	•	С
会員数が増えない	Α	•	В	•	С
事務所や活動拠点の確保が困難である	Α	•	В	•	С
人材が不足している	Α	•	В	•	С
他の団体との連携がない	Α	•	В	•	С
活動の相談窓口がない	Α	•	В	•	С
活動の情報発信が不足している	Α	•	В	•	С
研修・講座の支援団体が見つからない	Α	•	В	•	С
組織力が不足している	Α	•	В	•	С

В	-2 上記の	から	の項目について、	貴団体・グ	ループが最も	問題と感じて	いる項目の番号	を記入
	してくだる	さい。(3	3 つ以内)					

B-3上記B-2の項目を含めて、貴団体・グループが抱える具体的な問題点をご自由にお書き下さい。

C 他の団体・行政との関係

他の団体・グループや行政との関係についてお聞きします。あてはまる番号に印を、または具体 的にお書きください。

C-1 他の団体と連携・協力して活動していますか。されている場合、該当する団体について 印を 記入してください。

- 1. 連携・協力している している場合 [1. 地域の団体 2. 行 政 3. 学 校 4. 企 業 5. NPO法人 6. その他() 2. 連携・協力していない
- C-2 貴団体・グループの活動は行政とどのような関係にありますか。

 - 1. 主に行政と連携している 2. 必要に応じて連携している 3.連携していない
- C-3 貴団体・グループは行政からどのような支援を受けていますか。(複数回答可)

 - 1. 補助金を受けている 2. 業務委託を受けている 3. 後援を受けている

- 4. 情報提供・研修を受けている
- 5. 事務局が行政関係部署にある
- 6. 事務作業の支援を受けている
- 7. 広報等の情報発信の支援を受けている

8. その他(

)

9. 支援を受けていない

D.今後の活動について

貴団体・グループの今後の活動についてお聞きします。あてはまる番号に「印を、または具体的に お書きください。

D- 1 今後、貴団体・グループとして必要とする施設や拠点はなんですか。 (複数回答可)

- 1. 地域のコミュニティセンター 2. 集会所・公民館
- 3. 陵南の森総合センター

4. 市民会館

- 5. LIC
- 6. 総合福祉センター

7. 学校

- 8. スポーツ施設
- 9. 野外施設

10. その他(

)

D-2 今後	書団休・	グルー	プけ行政	トドのユ	トうに関係	してし	いきたいですた	ı۱
レーム フロタ、	具凹件	ノノレ	ノはコルス	こしいる	トノにまげ	$\cdot \cup \cdot \cup \cup$	10/6/16/16	J '^

- 1. 主に行政と連携していく 2. 必要に応じて連携していく 3. 連携しない
- D-3 市民活動の活性化や新しい時代の市民活動と行政との協力・連携を進めるために、行政はどの ような支援や基盤整備を行う必要があるでしょうか。

特に必要と考えられるものに 印(3つまで)を記入してください。

- 1. 市民活動に関する講習会・研修会の開催
- 2. 団体・グループ同士の連携や交流の場の設定
- 3. 団体・グループと行政との情報交換の場の設定
- 4. 市民活動に関する情報の発信
- 5. 市民活動に関する行政職員の意識や知識の向上
- 6. 市民活動に関する行政担当窓口の設置
- 7. 団体・グループの活動拠点の提供
- 8. 市民活動を総合的に支援するための拠点づくり
- 9. 行政からの補助金の支援
- 10. 市民活動の促進をめざす条例の制定
- 11. 行政から市民活動団体への業務委託の促進
- 12. その他()
- D-4 貴団体・グループはNPO法人格を取得していますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

いいえの場合

▶ 1. 取得したい 2. 取得するつもりはない 3. わからない

他に思兄かの	ればご自由にお	着さりさい。		

検討経過

【全体会議·代表者会議】

会議内容	: 代表者会議 開催日時	開催場所	主なテーマ
第1回 全体会議	平成15年 3月15日(土) 13:00~15:30	市役所別館3階会議室	1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 事務局紹介 4. 座長·副座長の選出 5. 検討会議の進め方 6. ワークショップの開催
第2回 全体会議	平成15年 4月19日(土) 13:00~15:00	市役所別館3階会議室	1. 事務局の変更 2. 会議のルール (議事録作成・承認、会議案内、決議、情報公開、座長スタッフについて) 3. 前回のワークショップのまとめ 4. 自己紹介 5. 部会の設置 (市民活動の現状と問題点について検討するため、教育・環境・福祉・NPO部会に分かれる)
第3回 全体会議	平成15年 5月16日(金) 19:00~21:00	市役所別館3階会議室	1.各部会からの報告 (取組むテーマと方向性について報告) 2.部会作業の確認
第1回 代表者会議	平成15年 6月8日(日) 10:00~12:00	市役所別館3階会議室	1.各部会の議論内容と運営について
第4回 全体会議	平成15年 6月20日(金) 19:00~21:00	市役所別館3階会議室	1.事務局の出席に関しての提案 2.各部会からの報告 (活動内容と課題について報告) 3.部会ごとの作業
第2回 代表者会議	平成15年 7月13日(日) 17:00~19:00	市役所別館3階会議室	1.各部会の状況報告 2.中間提言に向けての流れ (各部会ごとに課題・問題の明確化、対策についてまとめる。)
第3回 代表者会議	平成15年 8月30日(土) 10:00~12:00	市役所別館3階会議室	1. 中間提言の構成 2. 中間提言後の取り組み方 3. 最終提言までのスケジュール 4. アンケートの概要 5. 最終提言の取扱い
第4回 代表者会議	平成15年 9月23日(祝) 18:00~20:00	市役所A棟2階会議室	1.中間提言に向けてのレポートについて (各部会の検討内容を現状、課題・問題点、市民活動と行政の協働について 整理する。) 2.アンケートについて
第5回 全体会議	平成15年 10月4日(土) 13:00~15:00	市役所別館3階会議室	1.会議の位置づけと協働について再確認 2.中間提言について (構成と内容) 3.最終提言について 4.テーマの抽出作業 5.今後の作業について
第6回 全体会議	平成15年 10月18日(土) 9:30~12:00	市役所A棟2階会議室	1.中間提言の構成 2.各部会による作業 3.中間提言の内容について 4.中間提言のとりまとめ方法について 5.アンケート調査について (アンケート部会の作業状況と調査票案の報告)
第7回 全体会議	平成15年 11月22日(土) 10:00~12:00	市役所別館3階会議室	1.アンケート返答状況と取りまとめ方 2.これまでの経過と今後の予定 (作業スケジュールの確認)
第5回代表者会議	平成15年 12月13日(土) 9:30~11:30	市役所別館3階会議室	1 . 中間提言に対する意見への対応 2 . 中間提言のまとめ (位置づけと構成)

会議内容	開催日時	開催場所	主なテーマ
第8回 全体会議	平成15年 12月27日(土) 9:30~12:45	市役所別館3階会議室	1.中間提言について (構成と内容) 2.アンケートについて (集計結果報告) 3.最終提言作成への作業確認
第6回 代表者会議	平成16年 1月10日(土) 9:30~12:00	市役所別館3階会議室	1.これまでの部会活動 2.各委員からの意見について (各部会からの提言に対する意見交換) 3.最終提言に向けて
第9回 全体会議	平成16年 1月31日(土) 9:30~12:00	市役所別館2階会議室	1 . 各部会からの報告 (各部会の提言を財政制度・小規模活動の推進・市民活動促進の理念、市民活動への提言の4項目に着目し再構成する。) 2 . 最終提言に向けての作業確認
	平成16年 2月9日(月)		中間提言を市長へ提出
第10回 全体会議	平成16年 2月14日(土) 9:30~11:30	市役所別館3階会議室	1.提言作成部会からの報告 2.最終提言草案の検討
第11回 全体会議	平成16年 3月13日(土) 9:30~12:00	市役所別館3階会議室	1.最終提言案の検討 2.今後のスケジュールについて
第12回 全体会議	平成16年 4月18日(日) 15:00~16:00	市役所別館3階会議室	1.最終提言の確認 2.最終提言を市長への提出

【部会】

部会内容					開	催	日		
教育部会		7 / 8 1 / 15	8 / 26 1 / 22	9 / 4 1 / 27	9 / 20	10 / 2	11 / 1	12 / 11	12 / 18
環境部会	平成15年: 6 / 5 平成16年: 1 / 17	7 / 2	7 / 17	8 / 2	9 / 28	12 / 6	12 / 20		
福祉部会		5 / 23 1 / 15	6 / 9	7/7	7 / 28	8 / 21	9/3		
NPO部会	平成15年: 4 / 27 平成16年: 1 / 25	7 / 6	8 / 23	12 / 22					
アンケート 部会	平成15年:10 / 10	10 / 16	10/1	7 11/	5				
総論部会	平成15年:10 / 17	10 / 29)						
提言作成 部会	平成16年: 2 / 11	2 / 18	3 / 26						

検討風景









羽曳野市民活動推進検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市民の自主的かつ自立的な市民活動の促進に向けた支援及びその環境の整備、並びに市民活動と行政との協働の推進について広く意見を求めるために羽曳野市民活動推進検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1)市民活動の促進のあり方
- (2)市民活動と行政の協働のあり方
- (3)前2号に掲げる事項のほか、必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員30名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1)市民代表
- (2)学識経験を有する者
- (3)前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言をしたときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長及び副座長の任期は、委員の任期とする。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は、会議における議論の参考に供するため必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(部会)

- 第7条 検討会議においては、第2条各号に掲げる事項を検討するに当たり、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会の委員は、検討会議委員の中から座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、座長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を主宰し、部会における検討の状況及び結果を検討会議に報告するものとする。
- 5 部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、市民人権部自治振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が検討会議に諮った上で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

羽曳野市民活動推進検討会議名簿

座 長	関 嘉寛	大阪大学大学院人間科学研究科
副座長	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
スタッフ	山本 由佳子	大阪大学学生
		所属部会
委員	赤井 賢一	教育·総論
委員	井上 克美	N P O · 総論 · 提言作成
委員	井上 正	福祉·総論
委員	岩崎 和弘	環境·総論
委員	柏樹 實	環境·提言作成
委員	岸和田かおり	教育·総論·提言作成
委員	立石 修一	環境
委員	塚 誠	教育·総論
委員	土田 法子	NPO
委員	寺田 紀子	教育・アンケート・提言作成
委員	西田 政弘	NPO·アンケート·提言作成
委員	早川 亮	福祉
委員	林 光次	教育
委員	福田 裕	環境
委員	藤本 輝久	NPO
委員	藤吉 文男	環境
委員	古河 京子	福祉
委員	風呂谷幸蔵	福祉·総論
委員	細川 篤子	教育
委員	細見 克	教育·アンケ ー ト
委員	前田 研介	福祉·総論
委員	松岡 政治(辞任)	環境
委員	村上 周郎	NPO·総論
委員	安尾 ヒトミ(逝去)	教育
委員	吉村 邦夫	NPO·アンケート·総論

事務局

羽曳野市市民人権部自治振興課

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1

0729 - 58 - 1111 (内線1050) 0729 - 58 - 0397 TEL

FAX

E-mail jichishinkou@city.habikino.osaka.jp